

**独立行政法人農業者年金基金の
平成21年度に係る業務の実績に
関する評価結果**

**農林水産省独立行政法人評価委員会
農業分科会**

業務実績の総合評価

総合評価：A

1 評価に至った理由

法人から提出された自己評価シート及び業務実績報告書等をもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、評価対象の中項目すべてについてA評価となった。

これらを踏まえ、総合的に勘案した結果、全体として順調に業務が実施されていると判断し、総合評価はA評価とした。なお、中項目の評価を行うに当たっては、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。

2 業務運営に対する主な意見等

全体として順調に業務が実施されていると考える。

今後とも、独立行政法人の抜本的な見直しについて（平成21年12月25日閣議決定）等の政府全体の取組を踏まえつつ、中期計画に基づいたより具体的な年度計画の策定や、年度計画の達成のみに拘泥することなく業務の創意工夫、業務プロセスの重視等により、中期目標の達成に向けて業務を効率的・効果的に実施されたい。また、業務報告書等の作成に当たっては、一般国民にも理解が容易となるよう、より理解しやすい表現振りについて引き続き検討することが望まれる。

〔1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置〕

一般管理費及び事業費については、年度計画に設定した目標を上回る削減が実施されている。

人件費については、俸給月額及び管理職手当の引下げ等により、総人件費改革の目標を上回る削減が実施されている。

給与水準については、国家公務員の給与改定を下回る給与改定を実施するとともに、国と同様に自宅に係る住居手当を廃止するなどの措置を実施した結果、対国家公務員地域別指数（地域別法人基準年齢階層ラスパイレズ指数）は平成18年度の110.0より9.7ポイント改善され100.3となった。更に、給与水準の公表において国と比べて給与が高い理由、給与水準の適正性の検証、講ずる措置等について、国民の理解が得られる説明が行われており適切に対処していると認められる。

随意契約については、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日付総務省行政評価管理局长事務連絡）を受け、会計規程及び会計規程実施細則について改正を行う等、適切に対処していると認められる。また、平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」は達成されており、年度計画に則し、契約審査委員会において契約の適切性の十分な審査、及び監事の監査において入札・契約の適正な実施について十分なチェックが行われている。

なお、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を受け、平成22年1月に契約監視委員会を設置し、外部委員により随意契約事由の妥当性等について審議を受ける等、適切に対処していると認められる。また、平成22年5月に「随意契約等見直し計画」を策定し、ホームページにおいて公表されており、引き続き契約の妥当性を確保するとともに「随意契約等見直し計画」が早期に達成されるよう取り組まれない。

電子情報提供システムのアクセス件数は前年度を上回っている。また、電算システムについては、制度改正に伴う所要の改善、事務処理の迅速化・効率化、受給者等へのサービス向上に資する改善が行われるなど計画通り順調に実施されている。

常勤職員の削減を実施し、高齢者継続雇用制度を活用し定年退職者を非常勤職員として継続雇用しており、計画通り実施されている。

コンプライアンスの推進について、法令遵守、業務の適正な執行等の徹底を図るため、役職員全員を対象としたコンプライアンス研修を年3回開催した。また、コンプライアンス委員会を年4回開催し、コンプライアンス推進の取組状況についてホームページにおいて公表されている。

委託業務については、業務受託機関から業務実績報告書の提出を受け、委託業務の実施状況について検証が行われている。また、業務委託費については、年度計画に設定した目標を上回る削減が実施されている。

今後とも、実施状況の把握を行うなどにより委託業務の効率的・効果的な実施に努めるとともに、業務委託費の計画的な削減に努められたい。

職員及び業務受託機関担当者等に対する研修については、計画通り実施され、効果測定も行われており順調に実施されている。今後とも、効果測定の結果を活用するなどの工夫をすることにより、職員及び業務受託機関担当者等の業務運営能力の向上に努められたい。

なお、特別研修会の開催については、女性の新規加入者の割合が前年度実績に満たなかったため「b」評価としている。特別研修会では、参加者のその後の活動状況を把握する取組が実施されることとなっているが、女性の新規加入が進まない要因を分析のうえ、女性の加入推進に役立つ研修を行われたい。

基金及び業務受託機関の業務運営に係る評価・点検については、業務受託機関に対する考査指導が計画通り実施されている。なお、評価・点検の実施は、単なる数値目標の達成のみが目的ではないことから、今後とも関係部署との密接な連携のもと、適切な業務が円滑に遂行できるよう一層努められたい。

- 〔 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置〕
被保険者資格の適正な管理や年金裁定請求の勧奨、迅速な事務処理等は適切な年金給付を行うために必要不可欠なものであることから、今後とも適正な業務実施により一層努められたい。
年金資産の運用については、法令等を遵守した運用が行われ、また、資金運用委員会を開催し運用結果の評価・分析も適切に行われている。また、運用収入等について、各加入者に対し通知を行う等適切に情報提供が行われている。
新規加入については、平成21年度の加入目標を達成するため、「平成21年度加入推進特別対策」等を実施したが、目標を達成できていないことから「b」評価とした。
新規加入については、平成19年度以降連続して「b」評価となっている。平成22年度は、平成19年度から平成21年度までの各年度における新規加入者数の平均値の概ね5割増とする計画としているが、加入推進取組方針（戦略プラン）に基づき、基金と業務受託機関が一体となり効率的・効果的な加入推進に取り組み、平成22年度においては、計画を確実に達成されたい。
制度の普及推進及び情報提供については、より効率的・効果的な周知方法を検討されたい。また、ホームページの内容について利用者に対しアンケート等を実施し、ニーズを取り入れた改良を行う等、利用者により分かりやすくするコンテンツ内容の改良に取り組まれたい。
- 〔 3 財務内容の改善に関する事項〕
計画通りすべての担保物件について分類の見直しを行い、適切に債権の管理・回収が行われている。
- 〔 4 長期借入金〕
競争入札により極力有利な条件で借入れが行われている。
- 〔 5 予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画〕
予算執行については、勘定区分毎に適正な執行管理を行い、経費の削減計画を達成している。
業務委託費については、年度計画に設定した目標を上回る削減が実施されている。今後とも、実施状況及び効果の検証を行うなどにより委託業務の効率的・効果的な実施に努めるとともに、業務委託費の計画的な削減に努められたい。
農地売買貸借等勘定において当期総利益が生じているのは、離農給付金の返還や貸倒引当金戻入益等によるものである。また、旧年金勘定において、当期総損失が発生しているのは、自己財源（過去に貸し付けた債権の償還金等）を旧年金等給付費に充当したこと等によるものであり適切であると考ええる。
利益剰余金のほとんどは、旧制度において、農業者年金の加入者に対して農地を取得するための資金を旧年金勘定から農地売買貸借等勘定を経由して融資していたものの債権等が大宗を占めており（他に基金事務所の敷金等）適切であると考ええる。
特例付加年金勘定等において運営費交付金債務の執行率が90%未満となっているが、これは、システム改修の規模が予定を下回ったこと等によるものであり業務に与える影響はない。
- 〔 6 短期借入金の限度額〕
平成21年度は実績がなかったため評価の対象外である。
- 〔 7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画〕
千葉県柏市に所有する職員宿舍等とその土地について、平成22年3月に一般競争入札により、落札者を決定し、売却されている。
- 〔 8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項〕
職員の人事に関する計画
職員に対する研修が計画通り実施されている。また、高齢者継続雇用制度を活用し定年退職者を非常勤職員として継続雇用した。
積立金の処分に関する事項
前期中期目標期間繰越積立金のうち、前中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金については、計画通り平成21年度における旧年金給付費及び旧年金給付のための借入金にかかる経費の一部に充当されている。

評価項目（大項目）	評価
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	A
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	A
第3 財務内容の改善に関する事項	A
長期借入金	A
第4 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画	A
第5 短期借入金の限度額	-
第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	A
第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A

評価単位ごとの評価シート（総括表）

評価項目（評価単位）	評価
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
1 業務運営の効率化による経費の抑制等	A
2 業務運営の効率化	A
3 組織運営の合理化	A
4 委託業務の効率的・効果的实施	A
5 業務運営能力の向上等	A
6 評価・点検の実施	A
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
1 農業者年金事業	A
2 年金資産の安全かつ効率的な運用	A
3 制度の普及推進及び情報提供の充実	A
第3 財務内容の改善に関する事項	
財務内容の改善に関する事項	A
長期借入金	A
第4 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画	
1 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画	A
第5 短期借入金の限度額	-
第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画	A
第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	A
2 積立金の処分に関する事項	A

評価単位ごとの評価シート

(中項目、 小項目)

評価項目	達成状況	評価																														
<p>第1 - 1 業務運営の効率化による経費の抑制等</p>	<p>1 業務運営の効率化による経費の抑制等 【評価結果】 指標の総数：9 評価aの指標数：9 × 2点 = 18点 評価bの指標数：0 × 1点 = 0点 評価cの指標数：0 × 0点 = 0点 合計 18点 (18/18 = 100 %)</p>	<p>A</p>																														
<p>【中期計画】 (1) 一般管理費及び事業費の抑制 一般管理費（人件費を除く。）について、業務の効率化を進め、中期目標の期間中に、平成19年度比で15%抑制する。また、事業費（業務委託費）についても、中期目標の期間中に、平成19年度比で13%以上抑制する。 このため、加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底、計画的な物資の調達等を行う。</p>	<p>【評価指標】 一般管理費 (一般管理費について、当該年度に計画した具体的な削減計画と実績との対比) a：削減率の達成度が90%以上であった b：削減率の達成度が50%以上90%未満であった c：削減率の達成度が50%未満であった 事業費 (事業費について、当該年度に計画した具体的な削減計画と実績との対比) a：削減率の達成度が100%以上であった b：削減率の達成度が70%以上100%未満であった c：削減率の達成度が70%未満であった</p>	<p>a</p>																														
<p>1 業務運営の効率化による経費の抑制等 (1) 一般管理費及び事業費の抑制 一般管理費（人件費を除く。）について、業務の効率化を進め、前年度比3.2%削減します。 また、事業費について、委託業務の効率化を進め、前年度比1.3%以上削減します。</p>	<p>【事業報告】 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 業務運営の効率化による経費の抑制等 (1) 一般管理費及び事業費の抑制 一般管理費（人件費を除く。）については、業務の効率化を進め、前年度比3.2%削減する計画に対し、実績で23.0%の削減を達成した。なお、一般管理費の削減率の実績が計画を大きく上回ったのは、システムの改修内容の規模及び帳票印刷の数量が予定を下回ったこと等による。 また、事業費については、委託業務の効率化を進め、前年度比1.3%以上削減する計画に対し、実績で10.4%の削減を達成した。なお、事業費の削減率の実績が計画を大きく上回ったのは、新規加入の実績が目標値を下回り（20年度達成率64.8%）、新規加入者数割手数料が予定を下回ったこと等による。</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="619 1279 1299 1402"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度予算</th> <th>21年度予算</th> <th>削減率</th> <th>21年度実績</th> <th>削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費 (人件費を除く)</td> <td>802,353</td> <td>776,277</td> <td>3.2%</td> <td>618,189</td> <td>23.0%</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>2,192,097</td> <td>2,162,284</td> <td>1.3%</td> <td>1,964,454</td> <td>10.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) (単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="619 1447 1082 1570"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度実績</th> <th>21年度実績</th> <th>削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費 (人件費を除く)</td> <td>691,678</td> <td>618,189</td> <td>10.6%</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>2,170,421</td> <td>1,964,454</td> <td>9.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【特記事項】 「公益法人への支出等に係る公表について」(平成21年3月31日付内閣官房行政支出総点検会議担当事務連絡)については、対応がなされている。</p>		20年度予算	21年度予算	削減率	21年度実績	削減率	一般管理費 (人件費を除く)	802,353	776,277	3.2%	618,189	23.0%	事業費	2,192,097	2,162,284	1.3%	1,964,454	10.4%		20年度実績	21年度実績	削減率	一般管理費 (人件費を除く)	691,678	618,189	10.6%	事業費	2,170,421	1,964,454	9.5%	<p>a</p>
	20年度予算	21年度予算	削減率	21年度実績	削減率																											
一般管理費 (人件費を除く)	802,353	776,277	3.2%	618,189	23.0%																											
事業費	2,192,097	2,162,284	1.3%	1,964,454	10.4%																											
	20年度実績	21年度実績	削減率																													
一般管理費 (人件費を除く)	691,678	618,189	10.6%																													
事業費	2,170,421	1,964,454	9.5%																													
<p>【中期計画】 (2) 人件費の計画的削減 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降5年間において、人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。以下同じ。）について5%以上の削減を行う。 さらに、「経済財政運営と構造</p>	<p>【評価指標】 人件費 (人件費について、当該年度に計画した具体的な削減計画と実績との対比) a：削減率の達成度が100%以上であった b：削減率の達成度が70%以上100%未満であった c：削減率の達成度が70%未満であった</p>	<p>a</p>																														

改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。

【年度計画】

(2) 人件費の計画的削減

人件費(退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について、17年度比4%以上の削減を行います。

【事業報告】

(2) 人件費の計画的削減

人件費については17年度比4%以上削減する計画に対し、実績で14.5%の削減(退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)を行った。なお、人件費の削減率の実績が計画を大きく上回ったのは、これまで、国家公務員を上回る職員の俸給引下げを行ってきたこと等による。

(単位:千円)

	17年度実績	21年度実績	削減率
人件費	754,840	645,089	14.5

【中期計画】

(3) 給与水準の適正化

職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員給与の見直しを引き続き進めることに加え、毎年度の給与改定において、国家公務員より節約した率による給与改定、管理職手当の支給割合の引下げ等に取り組み、平成18年度の対国家公務員地域別指数(地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)110.0について、中期目標の期間の終了時まで10ポイント低下させる。

また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況についてホームページで公表する。

【評価指標】

給与水準の適正化

(国家公務員の給与構造改革等を踏まえた給与水準の適正化)

- a: 役職員の給与の引下げ等を行った結果、対国家公務員地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数が目標値指数より下回った
 - b: 役職員の給与の引下げ等を行ったが、対国家公務員地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数が目標値指数より上回った
 - c: 役職員の給与の引下げ等を行わず、対国家公務員地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数が目標値指数より上回った
- 評価にあたっては、下記の対国家公務員地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数を各年度における目標値とする
- 平成20年度指数: 106.2 (3.8削減)
 - 平成21年度指数: 105.0 (5.0削減)
 - 平成22年度指数: 103.3 (6.7削減)
 - 平成23年度指数: 101.6 (8.4削減)
 - 平成24年度指数: 100.0 (10.0削減)

a

給与水準の適正性の検証等

(給与水準の適正性の検証と検証結果や取組状況のホームページでの公表)

- a: 給与水準の適正性について検証を行い、その検証結果や取組状況についてホームページで公表した
- b: 給与水準の適正性について検証を行ったが、その検証結果や取組状況についてホームページで公表しなかった
- c: 給与水準の適正性の検証を行わず、取組状況についてもホームページで公表しなかった

a

給与水準の適正性についての検証は、国と異なる諸手当等を支給する理由を検証した上でその適正性について明らかにした上で評価する。

【年度計画】

(3) 給与水準の適正化

給与水準の適正化の観点から、国家公務員の給与構造改革を踏まえ役職員給与の引き下げ(新旧俸給月額差額は支給しない。)

国家公務員の給与改定を下回る給与改定等への取り組みにより、平成19年度の対国家公務員地域別指数(地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)の106.2より低下させます。

さらに、人件費の削減及び給与水準の適正化の取組の進捗状況等について、ホームページで公表します。

【事業報告】

(3) 給与水準の適正化

平成21年度において、以下の措置を講じた結果、同年度の対国家公務員地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数は平成18年度比9.7ポイント低下し、100.3となった。

また、人件費の削減及び給与水準の適正化の取組の進捗状況等を「役職員の報酬・給与等について」として基金ホームページで公表した。

(講じた措置)

国家公務員の給与構造改革等を踏まえ、

ア 役員については、本俸月額を平成21年4月から1.4%引き下げ、この引下げに伴う現給保障は行わなかった(平成18年度から平成22年度までの5年間に於いて6.7%の本俸月額の引下げ)

また、特別調整手当(国の地域手当相当)の支給割合について、平成18年度から段階的に引き上げ、平成22年度までの5年間に於いて、12%を18%とする方針の下、平成22年1月から16%を17%に引き上げた(国の指定職は平成21年4月から16%を17%に引き上げた。)

イ 職員については、俸給月額を1%引き下げ、この引下げに伴う現給保障は行わなかった(平成18年度から平成22年度までの5年間に於いて4.8%の俸給月額の引下げ)

また、特別都市手当(国の地域手当相当)の支給割合について、平成18年度から段階的に引上げ、平成22年度までの5年間に於いて、6%を12%とする方針の下、平成22年1月から10%を11%に引き上げた。

また、給与水準の適正化の観点から、役員については、

ア 国家公務員の指定職が0.3%の引下げを行ったことに伴い、国と同

	<p>様に 0.3%引き下げた。</p> <p>イ 期末特別手当について、国の指定職と同様に、年間3.35月分を3.1月分に引き下げた。</p> <p>職員については、</p> <p>ア 俸給月額について、国家公務員の月例給は平均0.2%の引下げを行ったが、当基金は平成22年1月から俸給月額を平均1.2%に引き下げた。</p> <p>イ 管理職手当について、平成22年1月から支給対象者のうち課長等の支給割合を引下げた(15% 13%)。</p> <p>ウ 期末・勤勉手当について、4.45月分から4.1月分に引き下げた(国は4.5月分から4.15月分に引き下げた。)</p> <p>エ 国と同様に、自宅に係る住居手当(新築・購入後5年間に限り月額2,500円を支給)について廃止した。</p> <p>なお、对国家公務員の法人基準年齢階層ラスパイレース指数でみると113.5と給与水準が高くなっている理由としては、次の二点がある。</p> <p>a 職員の9割強が東京都区部の勤務であるため、国家公務員と同様に民間賃金が高い地域に在職する職員に支払われる手当(特別都市手当)の支給割合が高くなっている。</p> <p>(参考)国家公務員(行一)27.0%(平成21年国家公務員給与等実態調査より) 農業者年金基金 96.1%(平成21年4月1日現在)</p> <p>b 農業者の確保という農政上の政策目的を達成するため、多岐にわたる業務ごとに責任者を配置する必要がある一方で、一般職員は必要最小限の者に留めていることから、管理職の割合が高くなっている。</p> <p>(参考)国家公務員(行一)14.3%(平成21年国家公務員給与等実態調査より) 農業者年金基金 22.1%(平成21年4月1日現在)</p> <p>【特記事項】</p> <p>1 「独立行政法人の職員の給与等の水準の適正化について」(平成21年12月17日総務省行政管理局独立行政法人総括事務連絡)に基づく 永年勤続表彰については、国に準じた取扱(表彰状及び副賞(銀杯))が行われていることを確認した。</p> <p>管理職手当の是正については、現在定率制となっているが、平成22年度中に国と同様の定額制に改正することとされている。</p> <p>2 「独立行政法人が加入している健康保険組合の保険料に関する労使負担割合の見直しについて」(平成22年5月14日付総務省行政管理局事務連絡)に基づき、基金から健康保険組合に対し保険料の負担割合を労使折半とするよう是正要請が行われている。</p>	
<p>【中期計画】</p> <p>(4) 随意契約の見直し</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によるものとし、以下の取組により随意契約の適正化を推進するものとする。</p> <p>基金が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を確実に実施するとともに、その取組状況をホームページで公表し、フォローアップを実施する。</p> <p>一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。</p> <p>平成20年2月に設置した契約審査委員会において、契約の適切性を審査する。</p> <p>また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>企画競争等における競争性、透明性の確保</p> <p>a : 一般競争入札等を行うに当たり、競争性、透明性の確保が十分であった</p> <p>b : 一般競争入札等を行うに当たり、競争性、透明性の確保が不十分であった</p> <p>c : 一般競争入札等を行うに当たり、競争性、透明性の確保をしなかった</p> <p>契約審査体制、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備の有無、及び規定内容を把握の上、評価を行う</p> <p>落札率の高いもの、応札者が1者のみであるものについては、入札の競争性・透明性が確保されているかについて把握の上、評価を行う</p> <p>再委託を実施している場合は、再委託理由と随意契約理由との関係等を把握の上、評価を行う。</p> <hr/> <p>随意契約見直し計画の着実な実施等 (随意契約見直し計画の着実な実施及び取組状況のホームページでの公表)</p> <p>a : 随意契約見直し計画を着実に実施し(随意契約の占める割合の目標: 件数ベース74.3%、金額ベース: 47.4%の達成)、取組状況をホームページで公表した</p> <p>b : 随意契約見直し計画を着実に実施したが(随意契約の占める割合の目標: 件数ベース74.3%、金額ベース47.4%の達成)、取組状況をホームページで公表しなかった</p> <p>c : 随意契約見直し計画を着実に実施しなかった(随意契約の占める割合の目標: 件数ベース74.3%、金額ベース47.4%の達成)</p> <p>「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や一般競争入札等に移行した契約でも一者応募・一者応札の状況等について把握の上、評価を行う。</p> <p>随意契約の件数・金額及びこれらの割合を把握の上、評価を行う。前年度より増加している場合は要因分析を行う。</p> <p>再委託を実施している場合は、再委託理由と随意契約理由との関係等を把握の上、評価を行う。</p> <hr/> <p>契約審査委員会における審査 (契約審査委員会における契約の適切性の審査)</p>	<p>a</p> <p>a</p>

	<p>a : 契約審査委員会を開催し、契約の適切性の審査が十分であった b : 契約審査委員会を開催したが、契約の適切性の審査が不十分であった c : 契約審査委員会を開催しなかった 契約事務に係る執行体制を把握し、当該体制が契約の適正実施確保の上で適切なものとなっているか把握の上、評価を行う</p>	a
	<p>監事監査における入札・契約のチェック (監事監査における入札・契約の適正な実施についてチェック) a : 監事監査において、入札・契約の適正な実施について十分なチェックを受けた b : 監事監査において、入札・契約の適正な実施について十分なチェックを受けなかった c : 監事監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けなかった 評価において、監事監査との連携の観点から、監事監査報告書等の提出等を求め、評価委員によるフォローアップを実施する</p>	a
<p>【年度計画】 (4) 随意契約の見直し 契約については、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、次によりその適正化を推進します。 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性の確保に努め、「随意契約見直し計画」を着実に実施するとともに、その取組状況についてホームページにおいて公表します。 平成20年2月に設置した契約審査委員会において、契約の適切性を審査します。 また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けます。</p>	<p>【事業報告】 (4) 随意契約の見直し 契約については、会計規程及び会計規程実施細則において、契約方式、契約事務手続、契約の公表、契約審査委員会等に関し、国の基準に準じて規定し、契約の適正化を推進しているところであり、新たな契約を行う場合は、原則として一般競争入札等によるものとした。 また、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日付総務省行政管理局長の事務連絡）を受けて、会計規程及び会計規程実施細則について、次のとおり見直しを図った。 公益法人随契条項について、恣意的な運用を排除するため、基準を明確かつ具体的に定めた。 予定価格の作成を省略する場合、省略する理由や対象範囲を明確かつ具体的に定め、省略できる基準を国と同額の基準とした。 総合評価方式や複数年度契約に係る規定について整備した。 また、一般競争入札や企画競争に移行したものの、1者応札・1者応募となっている事例が散見され、競争性が十分に確保されていない状況となっていることから、平成21年8月に1者応札・1者応募に係る改善方策を策定し、ホームページにおいて公表している。 改善方策の内容 ・公告期間の十分な確保 ・業務等準備期間の十分な確保 ・入札参加事業者の掘り起こし等 ・応募要件、仕様書の内容等の見直し ・事後点検</p> <p>「随意契約見直し計画」 平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」では、「随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも20年度から全て一般競争入札等に移行する」こととしており、適切に取り組んできた。 その結果、「随意契約見直し計画」の達成状況（随意契約の割合）は、件数ベースでは平成20年度に74.3%（計画値74.3%）と達成しており、金額ベースでも平成21年度に47.4%（計画値47.4%）と達成した。 この「随意契約見直し計画」の取組状況については、ホームページにおいて公表している。 -1 契約審査委員会 契約審査委員会を12回開催し、特定調達契約に関すること、随意契約に関すること等について20案件の審議を行い、契約の適切性を十分に審査した。 -2 契約監視委員会 平成22年2月8日に契約監視委員会を開催し、外部委員により随意契約事由の妥当性等について審議を受けており、点検の結果、いずれも指摘事項はなかった。 -3 新たな「随意契約等見直し計画」 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を受けて、平成22年5月に新たな「随意契約等見直し計画」を策定し、「随意契約の見直し」については、計画（随意契約の割合）を件数ベースでは35.5%、金額ベースでは48.8%とした。 また、「1者応札・1者応募の見直し」については、「今後の契約にあたっては、引き続き、入札、契約条件等の設定に留意しつつ、適宜適切に改善を行うことにより、一層の競争性の確保に努める。」こととしている。 この新たな「随意契約等見直し計画」については、ホームページにおいて公表している。</p>	

内部監査及び監事監査

- ・平成21年9月に「独立行政法人農業者年金基金における内部監査の実施について」の改正により、監査内容を拡充し、平成22年2月、契約の適正性、コンプライアンス等に関する内部監査を実施した。
- ・監事監査において、契約審査体制、入札募集方法、契約額、契約方式、契約相手方の選定等の適否について、契約の競争性、公正性、透明性の観点からのチェックを受けた。また、独立行政法人整理合理化計画、独立行政法人農業者年金基金中期計画に基づく平成21年度計画の達成状況等についての監査を受けた。

監事監査の結果については、平成22年6月28日付「平成21年度監事監査報告書」により監事名で理事長あてに報告され、平成22年7月8日に、監事と理事長及び理事による意見交換が実施された。

会計監査人監査

会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けた。

【特記事項】

- 1 契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備の有無及び規定内容を確認したところ、適正であった。
- 2 落札率の高いもの、応札者が1者のみである契約については、契約事務手続、公告期間、広告方法を確認したところ、すべて会計規程等に基づき実施されている。
- 3 平成19年12月に作成した随意契約見直し計画は、目標を達成している。
- 4 契約審査委員会で、契約の適切性について審査を受け、適切であったことが報告されている。
- 5 平成22年3月に設置した契約監視委員会において、平成20年度の随意契約及び1者応札・1者応募の契約について審査を受け、指摘事項はなかった。
- 6 「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日付け総務省行政管理局長事務連絡）における要請事項は措置済み
- 7 契約に関する内部監査を受けている。特に、
本来一本の契約で行うべきものを分割しているもの
仕様書の予定数量が実績と乖離しているもの
検収が適切に行われていないもの
印刷物について原稿の版を回収しないため、既存業者が有利となり毎年同じ業者と契約しているもの
が見受けられるため改善するよう指摘されている。なお、指摘を受けた事項についてはすべて改善されている。
- 8 契約の適正な実施について監事監査を受け、
平成19年12月に作成した随意契約見直し計画については、達成され、新たな随意契約等見直し計画が作成されていること
平成21年度の契約においては、真にやむを得ないもの以外の契約は競争性のある契約となっていること、
一者応札、一者応募契約については、平成21年8月に改善方策が作成されているが、基金事業の専門性等の特性から難しい面があるが、実質的な競争性の確保をより図ること
等について指摘を受けている。

評価単位ごとの評価シート

(中項目、 小項目)

評価項目	達成状況	評価
第1 - 2 2 業務運営の効率化	業務運営の効率化 【評価結果】 指標の総数：4 (評価の対象：2) 評価 a の指標数：2 × 2 点 = 4 点 評価 b の指標数：0 × 1 点 = 0 点 評価 c の指標数：0 × 0 点 = 0 点 合計 4 点 (4 / 4 = 100 %)	A
【中期計画】 (1) 申出書等の見直し 適正かつ効率的・効果的な審査を確保しつつ、関係者の負担を軽減するため、申出書等の簡素化等必要に応じて見直しを行う。	【評価指標】 申出書等の見直し (申出書等の簡素化等必要に応じて見直し) 申出書等の簡素化等を行う年度において、具体的に指標を設定 【申出書の簡素化を行う年度ではなかったため指標は設定してない。】 【事業報告】 2 業務運営の効率化 (1) 申出書等の見直し 給付関係に係る旧制度の裁定請求書については、請求者本人の生年月日訂正を確認するための書類として、住民票又は戸籍抄本(謄本)の添付をお願いしてきたが、平成22年1月1日農協受付分より、請求日時時点で効力を有している公的機関が発行したもの(運転免許証、パスポート)の写しでも確認可能とし、農業者年金加入者に対する利便性の向上、負担の軽減を図った。	-
【中期計画】 (2) 電子情報提供システムの利用促進等 加入者、受給者等へのサービスの向上と業務受託機関における業務の効率的な実施のため、業務受託機関の事務処理の電子化への対応状況、情報の安全性の確保等に留意しつつ、業務受託機関において、被保険者情報や申出書等の処理状況の把握等ができる電子情報提供システムの利用の促進(アクセス件数の増加)内容の充実により事務処理の迅速化・効率化を図る。	【評価指標】 電子情報提供システムの利用促進等 (電子情報提供システムのアクセス件数増加による業務受託機関の事務処理の効率化) a : 電子情報提供システムのアクセス件数の達成度合が100%以上であった b : 電子情報提供システムのアクセス件数の達成度合が70%以上100%未満であった c : 電子情報提供システムのアクセス件数の達成度合が70%未満であった 電算システムの改善・整備の検討等 (電算システムの改善・整備の検討及び開発の着手) a : 電算システムの改善・整備の検討を行い、開発に着手した b : 電算システムの改善・整備の検討を行ったが、開発に着手しなかった c : 電算システムの改善・整備の検討を行わなかった	a
【年度計画】 電算システムの改善・整備 業務受託機関における事務処理の効率化を図るため、電子情報提供システムの利用の促進を行い、アクセス件数が前年度を上回るようにします。 事務処理の迅速化、効率化、受給権者等へのサービスの向上を推進するため、電算システムの改善・整備の検討を行い、優先順位の高いものについて、開発に着手します。	【事業報告】 (2) 電算システムの改善・整備 基金主催の会議の場や受託機関が開催した農業者年金業務担当者等の研修会へ、基金職員を派遣して電子情報提供システムの利用方法等の説明会を実施した。また、平成21年9月末に本システムの利用促進用パンフレットを作成し、未利用受託機関の担当者へ直接送付を行うなど利用促進に取り組んだ。 アクセス件数は、平成21年度325千件となり平成20年度283千件に対し14.8%増加し前年度を上回った。 電算システムの改善・整備の検討及び開発については、まず、新制度の65歳の年金裁定時(特例付加年金の場合は65歳以降で実際に裁定をける時点)において、付利累計額がマイナスとなった場合、そのマイナス分は付利準備金によって可能な限り補てんされる仕組みが6月下旬に追加されたことに伴い、改正対象者への迅速な対応のため、基幹業務記録及び電子情報提供システムでの所要の改善を12月末までに完了した。 また、電子情報提供システムにおいて、被保険者・受給権者検索機能を強化し、待期者・被保険者の抽出機能の追加及び各サブシステム間のリンク機能の改善の実施など、事務処理の迅速化、効率化、受給権者へのサービス向上のための電算システムの改善・整備について、開発に着手し、年度末までに終了した。	a
【中期計画】 (3) 実務者用マニュアルの見直し 申出書等の点検・確認等の委託業務が適切かつ効率的・効果的に	【評価指標】 (3) 実務者用マニュアルの見直し 実務者マニュアルの見直し (実務者用マニュアルの見直し)	-

<p>行われるよう、業務受託機関（農業委員会及びJA）向けの実務者用マニュアルについて必要に応じて見直しを行う</p>	<p>実務者マニュアルの見直しを行う年度において、具体的に指標を設定</p>	
	<p>【実務者マニュアルの見直しについては、実績がなかったことから評価の対象外】</p>	

評価単位ごとの評価シート

(中項目、 小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第1 - 3 組織運営の合理化</p>	<p>組織運営の合理化 【評価結果】 指標の総数：6 (評価の対象：5) 評価 a の指標数：5 × 2 点 = 10 点 評価 b の指標数：0 × 1 点 = 0 点 評価 c の指標数：0 × 0 点 = 0 点 合計 10 点 (10/10 = 100 %)</p>	
<p>【中期計画】 (1) 常勤職員の計画的削減 常勤職員数については、組織の見直し及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項第2号の継続雇用制度（以下単に「継続雇用制度」という。）の活用等の業務の執行方法の見直し等に取り組み、中期目標期初の82人を、中期目標の期間の終了時まで75人とする。さらに、見直しに取り組み常勤職員数を極力縮減するよう努める。</p>	<p>常勤職員の計画的削減 (常勤職員の計画的削減) a：計画どおり順調に削減した b：おおむね計画どおり削減した c：計画どおり削減しなかった 計画と実績を把握の上、評価を行う</p>	a
<p>【年度計画】 (1) 常勤職員の計画的削減 常勤職員数（期初80人）について、1人削減し79人とし、また、業務執行方法の見直しの一環として、高齢者継続雇用制度を活用します。</p>	<p>高齢者継続雇用制度の活用 (高齢者継続雇用制度の活用) a：計画どおり順調に雇用した b：おおむね計画どおり雇用した c：計画どおりに雇用できなかった 計画と実績を把握の上、評価を行う</p>	a
<p>【中期計画】 (2) 組織の合理化 組織の見直しについては、業務受託機関の受託業務に支障が生じないよう十分に配慮しつつ、北海道連絡事務所については平成22年度末までに、九州連絡事務所については平成20年度末までに、それぞれ廃止する。</p>	<p>【事業報告】 3 組織運営の合理化 (1) 常勤職員の計画的削減 常勤職員数については、1人削減し、79人とした。 また、基金で培った知識・経験を業務運営に活かすため、定年退職者を非常勤職員として1人（計画：1人）継続雇用とした。</p>	
<p>【中期計画】 (3) コンプライアンスの推進 役職員の法令遵守、業務の適正な執行等の徹底を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会を平成20年度初頭に設置し、内部統制機能を強化する。また、コンプライアンスの推進、違反行為の防止策等に関する事項の審議を四半期ごとに行い、講じた措置について公表する。</p>	<p>【評価指標】 連絡事務所の廃止 平成22年度の評価指標は北海道連絡事務所の廃止が指標となる。</p>	
<p>【中期計画】 (2) コンプライアンスの推進 業務の適正な執行等の徹底を図るため、平成20年4月に設置したコンプライアンス委員会を中心にコンプライアンスの推進に向けた</p>	<p>【評価指標】 コンプライアンス委員会を中心とした取組等 (コンプライアンス委員会を中心とした内部統制機能の強化) a：コンプライアンス委員会を中心とした内部統制機能強化の取組は十分であった b：コンプライアンス委員会を中心とした内部統制機能強化の取組はやや不十分であった c：コンプライアンス委員会を中心とした内部統制機能強化の取組は不十分であった</p>	a
<p>【年度計画】 (2) コンプライアンスの推進 業務の適正な執行等の徹底を図るため、平成20年4月に設置したコンプライアンス委員会を中心にコンプライアンスの推進に向けた</p>	<p>コンプライアンス委員会の開催等 (コンプライアンス委員会の開催及び講じた措置のホームページでの公表) a：四半期に1回コンプライアンス委員会を開催し、講じた措置をホームページで公表した b：四半期に1回コンプライアンス委員会を開催したが、講じた措置をホームページで公表しなかった c：四半期に1回コンプライアンス委員会を開催しなかった</p>	a
<p>【年度計画】 (3) コンプライアンスの推進 役職員全員を対象としたコンプライアンス研修を8月、10月、11月の3回（「電話トラブルの防止・クレーム対応について」、「コンプライアンス倫理研修」、「コンプライアンスと危機管理」）実施し、役職員に対し倫理規程遵守の高揚を図るとともに、役職員のコンプライアンスに対する意識</p>	<p>【事業報告】 (3) コンプライアンスの推進 役職員全員を対象としたコンプライアンス研修を8月、10月、11月の3回（「電話トラブルの防止・クレーム対応について」、「コンプライアンス倫理研修」、「コンプライアンスと危機管理」）実施し、役職員に対し倫理規程遵守の高揚を図るとともに、役職員のコンプライアンスに対する意識</p>	

<p>取り組みを行います。 そのため、少なくとも四半期に1回コンプライアンス委員会を開催し、違反行為の防止策の審議等を行うとともに、講じた措置についてはホームページで公表します。</p>	<p>の向上を図った。 なお、21年度において、措置するに至らなかったものの、業務受託機関において、必要な手続きが大幅に遅延した事案があり、22年3月に当該業務受託機関に対し、特別考査及び業務委託契約書に基づく調査を実施し、主務省に対して結果を報告した。また、これを踏まえ、22年4月に当基金の委託業務の適正な執行について、全業務受託機関に対し理事長通知を発出するとともに、当基金が主催し、業務受託機関の担当者を対象とする会議においても、事務処理の適正化の確保について周知した。 また、内部統制に関して、理事長が、「(独)農業者年金基金の仕事の取組方針」を役職員に配布し、独立行政法人農業者年金基金の目的を達成するよう使命感を持ち、サービス精神を持って仕事に取り組む、法令を遵守し高い倫理観を持ち、個人情報の取扱いについて最善の注意を持って取り組む等を指示するとともに、毎月、監事、理事及び幹部職員により開催する「役員部課長会」において、これらの徹底を図った。 コンプライアンス委員会を6月、7月、11月、3月の4回開催し、コンプライアンス推進の取組状況についてホームページで公表した。なお、講じた措置はなかった。</p> <p>【特記事項】 1 理事長から役職員に対し、書面や会議等において基金の目的及び職務等について周知徹底が図られている。 2 監事監査においては、 加入推進を基金の最重要課題とし、その計画の適切性について監査を行い、内部統制の評価・改善を目的として行われている内部監査については、業務の潜在リスクとその重要性を評価した上で、重要なリスクを重点的に監査対象とする方式(リスクアプローチ)を導入し内部監査の高度化を指摘し、平成22年6月28日付「平成21年度監事監査報告書」により監事名で理事長あてに報告されている。また、平成22年7月8日に、監事と理事長及び理事による意見交換が実施されている。</p>	
<p>【中期計画】 (4) 能力・実績主義の活用 常勤役員の期末特別手当の額については、その者の職務実績を反映させる。 また、職員の昇給区分の決定(5段階)及び勤勉手当(賞与)の額については、その者の勤務成績を反映させる。</p> <p>【年度計画】 (4) 能力・実績主義の活用 常勤役員の期末手当の額については、その者の業務実績を反映させ決定します。 また、職員の昇給区分(5段階)及び勤勉手当(賞与)の額については、その者の勤務成績を反映させ決定します。</p>	<p>【評価指標】 能力・実績主義の活用 (常勤役員の業務実績に反映した期末手当の額の決定及び職員の勤務成績を反映した昇給等の実施) a : 常勤役員の期末手当の額を業務実績に反映させて決定するとともに、職員の勤務成績を反映させた昇給等を実施した b : どちらか一方しか実施しなかった c : 実施しなかった</p> <p>【事業報告】 (4) 能力・実績主義の活用 常勤役員について、理事長が職務実績を評価し、結果として期末特別手当の額を増減することなく決定した。 また、職員の昇給については、勤務成績に応じて昇給区分(5段階)を決定のうえ実施した。勤勉手当の成績率の決定については、基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて支給した。</p>	a

評価項目	達成状況	評価																								
<p>第1 - 4 委託業務の効率的・効果的实施</p>	<p>委託業務の効率的・効果的实施 【評価結果】 指標の総数：3 評価aの指標数：3 × 2点 = 6点 評価bの指標数：0 × 1点 = 0点 評価cの指標数：0 × 0点 = 0点 合計 0点 (6 / 6 = 100 %)</p>	A																								
<p>【中期計画】 (1) 委託業務が効率的・効果的に実施されるよう、業務受託機関からの事業実績報告書等の提出を働きかけ確実に入手することにより、その実施状況を的確に把握し、効果の検証を行う。また、市町村段階の業務委託費の定額割部分について、業務受託機関ごとの業務量を反映した配分となるよう見直すこと等により、業務委託費について、業務実態等を踏まえた適正な額とし、その計画的な削減に取り組む。 なお、委託業務の効率的実施の観点から、基金の行う特別相談活動事業は、平成19年度をもって廃止する。</p>	<p>【評価指標】 委託業務の実施状況の把握等 (業務受託機関からの事業実績報告書等の確実な入手と委託業務の効率的実施に関する効果の検証) a：事業実績報告書等を確実に入手し委託業務が効率的に実施されるよう効果の検証を行った b：事業実績報告書等を確実に入手したが、委託業務が効率的に実施されるための効果の検証を行わなかった c：事業実績報告書等を確実に入手しなかった</p> <hr/> <p>業務委託費の効率化 (業務委託費について効率化を進め、前年度比1.3%以上削減する) a：業務委託費の効率化を進め、削減率の達成度合が100%以上であった b：業務委託費の効率化を進め、削減率の達成度合が70%以上100%未満であった c：業務委託費の効率化を進めなかった。または削減率の達成度合が70%未満であった</p>	a																								
<p>【年度計画】 (1) 委託業務が効率的・効果的に実施されるよう、業務受託機関からの事業実績報告書等の提出を働きかけ確実に入手することにより、その実施状況を的確に把握し、効果の検証を行います。 また、委託業務の効率化を進め、業務委託費について、前年度比1.3%以上削減します。</p>	<p>【事業報告】 4 委託業務の効率的・効果的实施 (1) 委託業務が効率的・効果的に実施され、その実施状況を的確に把握するため、平成20年度から農業者年金業務委託手数料(農業者年金業務)交付要綱を一部改正し、業務受託機関に対し事業実績報告書の提出を義務付けた。 平成20年度に業務委託手数料を支出した全ての農業委員会及び農業協同組合から事業実績報告書を提出させ、21年度において、以下のように実施状況の把握及び効果の検証を行った。 平成21年度分については、平成22年3月1日付けで事業実績報告書の提出を勧奨するための通知文を各都道府県の農業会議及び農協中央会に対して発出した。 再掲 委託費については、委託業務の効率化を進め、前年度比1.3%以上削減する計画に対し、実績で10.4%の削減を達成した。</p> <p>(業務委託費の削減) (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="635 1473 1375 1541"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度予算額</th> <th>21年度予算額</th> <th>削減率</th> <th>21年度実績額</th> <th>削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務委託費</td> <td>2,192,097</td> <td>2,162,284</td> <td>1.3%</td> <td>1,964,454</td> <td>10.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>農業委員会(市町村)、農業協同組合への業務委託費の支出(平成20年度) 平成20年度においては、農業委員会に対し915百万円(1農委当たり約53万円)、農業協同組合に対し757百万円(1農協当たり約100万円)の業務委託費が支出され、委託業務が実施された。</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="673 1742 1327 1818"> <thead> <tr> <th></th> <th>受託機関数</th> <th>支出総額</th> <th>1機関当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業委員会</td> <td>1,740</td> <td>915,193</td> <td>526</td> </tr> <tr> <td>農業協同組合</td> <td>758</td> <td>756,835</td> <td>998</td> </tr> </tbody> </table> <p>委託業務の実施状況の的確な把握と効果の検証 ア 新規加入者を確保する加入推進活動の強化 農業委員会及び農業協同組合は、1機関当たり、それぞれ、加入推進対策会議及び研修会を1.7回、2.4回、加入対象者への説明会を年間1.0回、1.7回開催し、年間11人、16人が戸別訪問を行い、年間延べ68人、98人の加入対象者に働きかけた。この結果、平成20年度においては、年金資金の運用環境の悪化、資材の高騰等農業経営環境の悪化の条件下で3,707人の新規加入者を確保したが、戸別訪問等の活動の</p>		20年度予算額	21年度予算額	削減率	21年度実績額	削減率	業務委託費	2,192,097	2,162,284	1.3%	1,964,454	10.4%		受託機関数	支出総額	1機関当たり	農業委員会	1,740	915,193	526	農業協同組合	758	756,835	998	
	20年度予算額	21年度予算額	削減率	21年度実績額	削減率																					
業務委託費	2,192,097	2,162,284	1.3%	1,964,454	10.4%																					
	受託機関数	支出総額	1機関当たり																							
農業委員会	1,740	915,193	526																							
農業協同組合	758	756,835	998																							

一層の強化を図る必要がある。

(単位：人、回)

平成20年度の制度普及・加入推進活動	農業委員会		農業協同組合	
	計	1機関	計	1機関
加入推進対策会議及び研修会の開催	3,028	1.7	1,817	2.4
加入対象者への説明会の開催	1,727	1.0	1,281	1.7
戸別訪問を行った加入推進者の人数	19,793	11	11,779	16
加入を働きかけた加入対象者延べ人数	117,887	68	74,077	98

(参考)

(平成20年度の新規加入が前年度より低下又は伸び悩んだ要因(上位3位まで))

要因	回答数	割合
株価の低迷等年金資金の運用環境の悪化	51	33
農業資材の価格の高騰等農業経営を巡る環境の悪化	44	28
旧制度の破綻による農業者年金制度への不信	30	19
計	155	100

資料：都道府県段階の農業会議等の担当者へのアンケート(21年4月)

イ 保険料の確実な収納、将来の年金受給の確保

農業協同組合は、被保険者(平成20年度末57,216人)に対し、口座の残高不足等を原因とする保険料の未納が生じないように働きかけ、平成20年における保険料収納率は97.4(注)となった。引き続き高水準の収納率を維持し将来の年金受給を確保していく必要がある。

平成20年要収納月数 705,165月(A)	B / A = 97.4 %
平成20年納付済月数 686,655月(B)	

注：12月末に翌年分の保険料を前納する被保険者がいることから暦年で管理

ウ 各種届出書の迅速な処理、加入者・受給者のサービスの確保

農業委員会及び農業協同組合は、標準処理期間を定めている加入届、年金裁定請求書等の各種届書について、平成20年8月の2,151件、21年2月の2,563件については、それぞれ98.5%、99.1%を標準処理期間内(注)に処理した。引き続き各種届出書を迅速に処理し、加入・受給者に対するサービスを確保していく必要がある。

注：標準処理期間 = 加入申込書等60日、年金裁定請求書90日

エ 年金の受給漏れ防止、速やかな年金の受給開始

待期者が65歳の誕生日を迎える3カ月前に、毎月裁定請求の勸奨を文書で行うとともに、農業委員会及び農業協同組合が勸奨対象者に働きかけ、平成20年度の4月から11月分の裁定請求書提出の働きかけ対象者1,969人(新制度分)のうち93%(1,834人)が遅滞なく年金の裁定を受けた。引き続き年金の受給漏れを防止し、速やかな年金の受給開始を確保していく必要がある。

オ 現況届の確実な提出、適正な年金の支給の確保

農業委員会は、年金受給権者598千人(平成20年度末)(1農委当たり338人)に対し、現況届の提出の働きかけ・督促を行った。引き続き現況届の確実な提出により受給権者の生存や農業経営再開の有無を確認し、適正な年金の支給を確保していく必要がある。

注：経営移譲年金の裁定後に農業経営の再開が確認されると当該年金は支給停止。

(参考) 農業者年金事業(旧制度を除く。)の実施の効率性

民間の生命保険会社が公表した生命保険の事例では、保険料の額に含まれている会社の運営経費である付加保険料の割合は23%となっている(図1)。

他方、農業者年金事業については、年間の保険料収納額に実施経費を合算したものを民間の生命保険会社における保険料額相当と捉えた場合、この保険料額相当に占める実施経費の割合は10%(業務委託費は約半分の6%)であった(図2)。

図1 民間の生命保険会社の事例(注1)

【9,780円(B) / 41,808円(A + B)】 = 23%

年間純保険料 32,028円(A)	年間付加保険料(会社の運営経費) 9,780円(B)
-------------------	----------------------------

図2 農業者年金事業(注2)

【1,617百万円(D) / 15,438百万円(C + D)】 = 10%

年間保険料収納額 13,821百万円(C)	年間実施経費 1,617百万円(D)
-----------------------	--------------------

注1：平成20年に公表された民間生命保険会社の「30歳男性、保険期間10年、保険金額3,000万円、月払い・口座振替」の生命保険の事例であり、月額保険料3,484円、うち付加保険料月額815円を年間の額(12月分)としたもの。

注2：平成20年度決算報告書における「特例付加年金勘定」及び「農業者老齢年金勘定」の金額。

(委託業務の実績)

加入推進活動(平成21年度)

	農業委員会	農業協同組合
加入対象者名簿掲載者数	101,882	63,745
加入を働きかけた加入対象者の延べ人数	104,945	47,983
加入推進対策会議及び研修会の開催	2,882	1,437
加入対象者への説明会の開催	1,702	1,209
戸別訪問を行った加入推進者の人数	18,099	10,314

都道府県農業会議又は都道府県農協中央会が行う総合指導事業

	都道府県農業会議		都道府県農協中央会	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
研修会等開催数	315回	362回	129回	231回
参集人数	18,609人	18,556人	4,108人	9,697人
主な内容	業務担当者会議 業務担当者研修会		業務担当者会議 新任担当者研修会	
電話相談件数	14,870件	12,979	6,260件	3,585件
主な内容	経営移譲年金の支給停止要件、経営移譲の方法、諸名義変更、政策支援		経営移譲年金の支給停止要件、経営移譲の方法、諸名義変更、受給手続き、加入資格	
巡回・定例相談会	1,028回	687回	573回	408回
参集人数	30,483人	12,969人	12,139人	4,069人

加入推進特別対策の実績

市町村段階の業務受託機関に対する特別活動	平成20年度	平成21年度
地区別加入推進班の整備のための巡回指導	45機関	48機関
加入推進部長の設置数	2,219人	2,189人
加入推進部長の指導的な活動実績		
加入対象者の把握と絞り込み (活動時間、活動人数)	7,222時間 1,118人	6,687時間 1,254人
制度の普及PR (活動時間、活動人数)	11,572時間 1,138人	9,288時間 1,112人
各種会議での働きかけ (活動時間、活動人数)	9,935時間 1,133人	8,848時間 1,330人
戸別訪問の実施 (活動時間、活動人数)	16,347時間 1,348人	17,172時間 1,546人
その他 (活動時間、活動人数)	1,889時間 154人	4,306時間 487人
加入推進部長に対する特別研修 出席者	全国14カ所で開催 951人	全国30カ所で開催 2,400人
都道府県農業会議事務局長会議出席	46人	41人

【特記事項】

- 1 業務実績報告書の提出を受け、業務受託機関が実施する加入推進活動や指導・研修等の実施状況を把握した。
- 2 業務委託費については、新規加入の実績が目標値を下回り、新規加入者数割手数料が予定を下回ったこと等により、年度計画に設定した目標を上回る削減が実施されている。

今後とも、実施状況の把握を行うなどにより委託業務の効率的・効果的な実施に努めるとともに、業務委託費の計画的な削減に努められたい。

【中期計画】

(2) 制度普及活動に関しては、経済性・有効性を高める観点から、効果の高い活動事例を活用した制度普及活動の推進、認定農業者や家族経営協定締結者などに重点的に加入を勧めることを明確化した加入推進取組方針（戦略プラン）を策定するなどにより重点化し、メリハリの効いた業務委託費の配分等効率的・効果的な制度普及活動に取り組む。
また、加入推進にインセンティブを与える配分となるよう見直す。

【年度計画】

(2) 加入推進取組方針（戦略プラン。第2の3の(2)の加入推進取組方針と同じ。）に基づき、認定農業者や家族経営協定締結者などに重点化し、メリハリの効いた効率的・効果的な加入推進活動に取り組むため、新規加入者に係る業務委託費について、認定農業者等の場合とそれ以外の場合で格差のある配分となるよう見直します。

【評価指標】

加入推進取組方針に基づく取組み
（業務委託費について、認定農業者や家族経営協定締結者などに重点化し、新規加入に係る業務委託費について格差のある配分となるよう見直し）
a：制度普及活動について、認定農業者や家族経営協定締結者などに重点化し、新規加入に係る業務委託費について、認定農業者の場合とそれ以外の場合とで格差ある配分となるよう見直しを実施した。
b：制度普及活動について、認定農業者や家族経営協定締結者などに重点化又は新規加入に係る業務委託費について、認定農業者の場合とそれ以外の場合とで格差ある配分となるよう見直しのいずれかを実施しなかった。
c：制度普及活動について、認定農業者や家族経営協定締結者などに重点化及び新規加入に係る業務委託費について、認定農業者の場合とそれ以外の場合とで格差ある配分となるよう見直しのいずれも実施しなかった
新規加入者や重点加入対象者の加入状況等を把握し、業務委託費の配分を見直した効果の内容を勘案して評価を行う

a

【事業報告】

(2) 加入推進取組方針（戦略プラン）に基づき、認定農業者や家族経営協定締結者などに重点化し、メリハリの効いた効率的・効果的な加入推進活動に取り組むため、新規加入者に係る業務委託費の配分について、以下のようにより、認定農業者等の場合とそれ以外の場合で格差のある配分に見直した。
この結果、農業委員会及び農業協同組合の両受託機関において、メリハリの効いた効率的・効果的な加入推進活動に取り組む機運が醸成され、認定農業者、認定農業者と家族経営協定を締結している後継者等の政策支援の新規加入者数が前年度より増加した。

（新規加入者一人当たりの委託費の配分）

従 来：農業委員会と農協の新規加入に係る貢献割合により5万円を配分
見直し後：農業委員会と農協の新規加入に係る貢献割合により、当該新規加入者が認定農業者、家族経営協定締結者等の場合は5万2千円を、それ以外の場合は4万7千円を配分

（単位：千円、％）

	20年度(a)	21年度(b)	b/a
新規加入者数計	3,707	3,908	105.4
うち政策支援加入者数 (割合)	1,316 35.5%	1,517 38.8%	115.3

注：政策支援加入者は、認定農業者、認定農業者と家族経営協定を締結している配偶者・後継者等であって、保険料の国庫補助を受けて加入した者

評価単位ごとの評価シート

(中項目、 小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第1 - 5 業務運営能力の向上等</p>	<p>業務運営能力の向上等 【評価結果】 指標の総数：6 評価aの指標数：5 × 2点 = 10点 評価bの指標数：1 × 1点 = 1点 評価cの指標数：0 × 0点 = 0点 合計 11点 (11/12 = 92 %)</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (1) 農業者年金基金職員 農業者年金基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の修得を図るため、初任者研修を毎年度4月及び10月の2回実施する。 また、年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施する。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用する。</p>	<p>【評価指標】 初任者研修の実施 (年金業務全般についての知識の習得を図るための初任者研修の実施) a：計画どおり実施され、おおむね理解が図られた者の割合が90%以上であった b：一部計画どおり実施できなかった。または、おおむね理解が図られた者の割合が50%以上90%未満であった c：計画どおり実施できなかった。または理解が図られた者の割合が50%未満であった 計画と実績を把握の上、評価を行う 「おおむね理解が図られた者の割合」は客観的な方法で把握する必要がある。</p>	<p>a</p>
<p></p>	<p>専門研修の実施 (専門分野についての知識の習得を図るための専門研修の実施) a：計画どおり実施され、おおむね理解が図られた者の割合が90%以上であった b：一部計画どおり実施できなかった。または、おおむね理解が図られた者の割合が50%以上90%未満であった c：計画どおり実施できなかった。または理解が図られた者の割合が50%未満であった 計画と実績を把握の上、評価を行う 「おおむね理解が図られた者の割合」は、客観的な方法で把握する必要がある。</p>	<p>a</p>
<p></p>	<p>民間機関が主催する研修への参加 (年金資産の運用に携わる職員について民間機関が主催する研修への参加) a：計画どおり実施され、おおむね理解が図られた者の割合が90%以上であった b：一部計画どおり実施できなかった。または、理解が図られた者の割合が50%以上90%未満であった c：計画どおり実施できなかった。または理解が図られた者の割合が50%未満であった 計画と実績を把握の上、評価を行う 「おおむね理解が図られた者の割合」は客観的な方法で把握する必要がある。</p>	<p>a</p>
<p>【年度計画】 (1) 農業者年金基金職員 4月及び10月に、新任職員を対象として、国民年金、農業者年金業務全般についての知識の習得を図るための初任者研修を実施するとともに、年金資産の運用等専門分野に特化した専門研修を実施します。 また、年金資産の運用等に携わる職員については、民間等の機関が主催する研修に参加させます。</p>	<p>【事業報告】 5 業務運営能力の向上等 (1) 農業者年金基金職員 新任職員を対象とする研修・対象者17名全員参加 4月及び10月に、農業者年金制度、中期計画、適用・収納業務の内容等に関する研修を実施し、おおむね理解が図られた者の割合（テストの点数が80点以上の者の割合。以下同じ）は100.0%であった。 専門分野研修・参加者延べ180名 11月から1月にかけて資産運用の専門家を講師として資金運用に関する研修を実施し、おおむねの理解が図られた者の割合は93.9%であった。 年金資産の運用に携わる職員の民間機関が主催する研修への参加 新たに年金資産の運用に携わることとなった職員について、5月から7月、9月から11月の間、債券・株式・ポートフォリオ理論に関する民間機関の通信教育を3名受講させ、おおむねの理解が図られた者の割合は100.0%であった。 その他 中期目標・年度計画の策定に携わる職員について、9月に評価・監査中央セミナーを1名受講させた。 年金数理に携わる職員について、3月に日本数理人会実務研修会を1名受講させた。 情報公開及び個人情報保護に携わる職員について、7月に行政管理講座を、12月に独立行政法人等情報公開・個人情報保護担当者連絡会議を各1名受講させた。 行政管理・評価業務に携わる職員について、11月に行政管理・評価セ</p>	<p></p>

	<p>ミナーを受講させた。</p>	
<p>【中期計画】 (2) 業務受託機関担当者 業務受託機関担当者については、効率的・効果的な業務の遂行及び加入者、受給者等に対するサービスの向上に資するため、次のとおり研修等を実施する。 都道府県段階における受託機関（農業会議及びJA中央会）の実務担当者及び新任担当者を対象とする研修等を毎年度当初に実施する。 市町村段階における受託機関（農業委員会及びJA）の実務担当者及び新任担当者に対する研修等については、都道府県受託機関が、の研修等を終了した後、速やかに、すべての市町村段階における受託機関を対象として実施するよう指導するとともに、必要に応じて、基金から役員等の派遣を行う。</p>	<p>【評価指標】 都道府県段階における業務受託機関担当者に対する研修（効率的・効果的な業務の遂行及び加入者に対するサービスの向上に資するための都道府県段階における担当者等を対象とする研修等の実施） a：計画どおり実施され、おおむね理解が図られた者の割合が90%以上であった b：一部計画どおり実施できなかった。または、おおむね理解が図られた者の割合が50%以上90%未満であった c：計画どおり実施できなかった。または理解が図られた者の割合が50%未満であった 理解が図られた者の割合の評価については、イの新任担当者研修会について行う計画と実績を把握の上、評価を行う 「おおむね理解が図られた者の割合」は客観的な方法で把握する必要がある。</p> <hr/> <p>市町村段階における業務受託機関担当者に対する研修（研修等実施の指導及び必要に応じて役職員の派遣） a：講師派遣依頼に対する対応割合が90%以上であった b：講師派遣依頼に対する対応割合が50%以上90%未満であった c：講師派遣依頼に対する対応割合が50%未満であった</p> <hr/> <p>特別研修会の開催（女性農業委員等を対象とした特別研修会の開催） a：計画どおり実施し、女性の新規加入者の割合が前年度実績に対して100%超であった b：計画どおり実施したが、女性の新規加入の割合が前年度実績に対して70%以上100%以下であった c：計画どおり実施したが、女性の新規加入者の割合が前年度実績に対して70%未満であった 計画と実績を把握の上、評価を行う</p>	<p>a</p> <hr/> <p>a</p> <hr/> <p>b</p>
<p>【年度計画】 (2) 業務受託機関担当者 都道府県段階における受託機関（農業会議及びJA中央会） ア 年度当初に担当者会議を実施し、「中期計画」及び「年度計画」について周知するとともに、当該年度に基金と受託機関が一体となって取り組む事項について、業務推進に向けた意見交換を実施します。 イ 新たに市町村段階の受託機関を指導する立場になった担当者を対象として、業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう新任担当者研修会を実施します。 ウ 業務受託機関の上半期における加入推進と業務の取組状況を踏まえて、下半期の課題や取組方針について、意見交換を行うとともに、年金資産の運用状況や事務処理手続きの改善点について周知徹底を図るようブロックを単位とした担当者会議を開催します。 市町村段階における業務受託機関（農業委員会及びJA） ア 都道府県業務受託機関が、主催する市町村段階を対象とした担当者会議等において、必要に応じて基金役員等の派遣を行います。 イ 都道府県業務受託機関との共催により、女性農業委員、加入推進部長等を対象とした特別研修会を開催します。</p>	<p>【事業報告】 (2) 業務受託機関担当者 都道府県段階における業務受託機関（農業会議及び農業協同組合中央会） ア 都道府県段階における業務受託機関の実務担当者及び総合指導員を対象として、平成21年度に取り組むべき、中期目標、中期計画及び年度計画加入推進について 平成20年度資金運用状況について 平成20年度考査指導結果及び平成21年度考査指導実施計画について 基金に照会のあった農業者年金制度に関する相談内容の概要について 農業者年金運営評議会の代表委員の改選に係る推薦について 等を内容とする担当者会議を4月に開催した。・参加者212名 また、平成22年度に向け、平成22年度計画（案）について 次期3カ年計画について 平成22年度の加入推進について 第3四半期の年金資産の運用状況 電子情報提供システムについて 業務委託費の配分について 適用・収納、給付関係事務 ・業務委託手数料交付要綱の一部改正について ・業務委託手数料の実績報告書提出のお知らせについて ・保険料の前納納付の申出状況について ・「実体を伴った経営移譲及び経営継承を確保するための指導等について」に係る理事長通知の一部改正内容について ・後継者に使用収益権を設定して経営移譲した特定処分対象農地等が設定期間満了を迎えた場合の取扱いについて ・「現況届に係る事務処理上の留意事項」に係る理事長通知の一部改正内容について ・委託業務の適正な執行について ・同一生計証明に係る事実確認の徹底について ・年金受給権が発生している未請求者等に対する勧奨文の文面変更について 総合指導事業に係る実施要綱及び委託費交付要綱の改正と計画変更について 等を内容とする担当者会議を3月に開催した。・参加者159名 イ 6月に、都道府県段階の業務委託機関で新たに農業者年金を担当</p>	

することとなった者を対象として、
 農業者年金の実施状況と「加入者10万人早期達成3カ年計画」の取組み
 業務委託、資格、保険料収納、受給要件、裁定事務
 経営移譲年金及び特例付加年金の支給停止
 年金資産の運用と付利の仕組み
 電子情報提供システムについて
 外部から見た農業者年金の評価
 等を内容とする新任担当者研修会を開催し、おおむね理解が図られた者の割合は91.1%であった。・参加者56名

ウ 10月及び11月に、全国を6つのブロックに分け、都道府県段階における業務受託機関の実務担当者を対象として、
 平成20年度に係る業務実績の評価結果について
 「加入者10万人早期達成3カ年計画」の進捗状況と取組等について
 次期3カ年計画の検討について
 平成21年度第2四半期までの年金資産の運用状況について
 財政運営に係る取扱いの一部改正について
 平成21年度考査指導結果（中間とりまとめ）について
 適用・収納、給付関係事務
 ・「平成21年事業年度農業者年金業務委託手数料のうち活性化組織割手数料の取扱いについて」の改正案について
 ・保険料の前納納付について
 ・新農業者老齢年金の仮裁定者に係る裁定請求書の早期提出の勧奨について
 ・離農給付金受給者による経営移譲年金又は旧制度に係る農業者老齢年金の裁定請求申請について
 ・請求者の生年月日を確認する裁定請求書の添付書類の取扱いについて
 ・最近における裁定請求書の不備内容について
 ・時効成立事案の発生防止について
 ・振込不能対象者の解消に向けた取組みについて
 ・申請書の8月処理に係る期間内処理結果について
 ・現況届の未提出により年金の支払いが差し止めとなる者に対する指導のお願いについて
 電子情報提供システムについて
 等を内容とする担当者会議を開催した。・参加者209名

市町村段階における受託機関（農業委員会及び農業協同組合）

ア 都道府県段階の業務受託機関に対して、4月に開催した担当者会議、6月に実施した新任担当者研修会及び10月に開催したブロック別担当者会議等において、その内容を市町村段階の業務受託機関に周知するよう指導するとともに、都道府県受託機関が実施する市町村受託機関の実務担当者等を対象とした研修会等に基金役職員を派遣した。以下の派遣依頼の全てに対応し、講師派遣率は100%であった。

・派遣依頼件数 153件
 ・派遣件数 153件
 ・派遣人数 207名

イ 6月から12月まで、都道府県業務受託機関との共催により、加入推進部長及び女性農業委員等を対象として、
 農業者年金の概要と加入推進の取組み
 各地における加入推進の取組事例
 保険料の国庫助成と経営継承
 外部から見た農業者年金制度の評価
 等を内容とする特別研修を全国30カ所で開催した。
 平成21年度における女性の新規加入者の割合は前年度の98.0%であった。

女性新規加入者の割合 (人：%)

年度	新規加入者数	うち女性	女性の割合
20	3,707	1,092	29.5
21	3,908	1,130	28.9

【特記事項】

特別研修会では、参加者のそ加入推進活動を促進するため、研修後の活動状況を把握する取組が実施されているが、女性の新規加入が進まない要因を分析のうえ、女性の加入推進に役立つ研修を行われたい。

評価単位ごとの評価シート

(中項目、 小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第1 - 6 評価・点検の実施</p>	<p>評価・点検の実施 【評価結果】 指標の総数：2 評価aの指標数：2 × 2点 = 4点 評価bの指標数：0 × 1点 = 0点 評価cの指標数：0 × 0点 = 0点 合計 4点 (4 / 4 = 100 %)</p>	A
<p>【中期計画】 (1) 加入者の代表等の意見の反映 業務・マネジメントについて意見を聴くため、運営評議会（加入者の代表、年金に知見を有する学識経験者等により構成される組織をいう。）を毎年度の上半期及び下半期にそれぞれ1回以上開催し、業務運営に適切に反映させる。</p> <p>【年度計画】 (1) 加入者の代表等の意見の反映 9月に業務の運営状況、前期中期計画及び平成20年度計画の実績等、3月に業務の運営状況及び平成22年度計画等について意見を聴く運営評議会を開催します。</p>	<p>【評価指標】 加入者の代表者等の意見の反映 (運営評議会の年2回以上の開催と当該評議会における意見の業務運営への反映) a：2回以上開催し、業務運営に適切に反映させた b：2回以上開催したが、業務運営に適切に反映させなかった又は年1回しか開催しなかった c：開催しなかった</p> <p>【事業報告】 6 評価・点検の実施 (1) 9月に農業者年金事業の実施状況、平成21年度計画、平成21年度農業者年金の加入推進、年金資産の運用状況を議題に、3月に農業者年金事業の実施状況、加入推進、年金資産の運用状況、平成22年度計画を議題とする運営評議会を開催し、委員の意見を踏まえ、以下の事項を業務運営に反映させた。 電子情報提供システムにおいて、被保険者、受給者検索機能を強化等サービス向上のための開発をし年度末までに終了 農業者年金業務担当者会議等で電子情報提供システムの利用方法等の説明会の実施 電子情報提供システムの利用促進用パンフレット作成 平成21年度加入推進特別対策の実施 加入推進部長及び女性農業委員等を対象とした特別研修会を全国30会場で開催した。(運営評議会開催日9/15以降では、9/17の長野以降13回)</p> <p>【特記事項】 運営評議会における加入者の代表者等の意見 ・待期者から受給額の問い合わせがあるが、市町村段階の受託機関では分からないため基金に問い合わせを行っている。(上記 関係) ・農業委員会事務局や農業委員の認識が不足している。(上記 関係)</p>	a
<p>【中期計画】 (2) 業務受託機関の事務処理の適正化等 委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、業務受託機関における事務処理についての考查指導について 資格要件の確認・管理の執行状況、 経営移譲年金及び特例付加年金の受給要件の確認・管理の執行状況、 加入推進活動状況、 実績報告書の作成状況 等を重点に、中期目標の期間中に全都道府県で2回以上実施することを基本に、毎年度22以上の全都道府県において計画的に実施する。</p> <p>【年度計画】 (2) 委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、24全都道府県の業務受託機関について考查指導を行います。 また、前年度の考查指導結果に</p>	<p>【評価指標】 考查指導の実施と結果の反映 (考查指導の実施及び当該結果の反映) a：考查指導実施の達成度合が100%以上であり、当該結果を業務運営に適切に反映させた b：考查指導実施の達成度合が70%以上100%未満であり、当該結果を業務運営に適切に反映させた c：考查指導実施の達成度合が70%未満であり、当該結果を業務運営に適切に反映させなかった</p> <p>【事業報告】 (2) 委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、24全都道府県の業務受託機関を対象に考查指導を実施した。 また、平成21年度の考查指導結果は、平成22年4月に実施した担当者会議で所要の説明を行った。 考查指導実施市町村該当都道府県</p>	a

ついて、年度当初の担当者会議で説明します。

北海道、青森県、秋田県、福島県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、和歌山県
鳥取県、島根県、徳島県、香川県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県

【特記事項】

平成21年度の考査指導の結果は、平成21年4月21日に開催された「農業者年金業務担当者及び総合指導員会議」において報告・説明されている。

また、考査指導の結果を受け、事後措置を要すると認められる事項については関係部署等にフォローアップを実施し、業務運営に適切に反映させている。

評価項目	達成状況	評価
第2 - 1 農業者年金事業	農業者年金事業 【評価結果】 指標の総数：5 評価aの指標数：5 × 2点 = 10点 評価bの指標数：0 × 1点 = 0点 評価cの指標数：0 × 0点 = 0点 合計 10点 (10/10 = 100 %)	A
【中期計画】 (1) 被保険者資格の適正な管理 適切な年金給付を行うため、農業者年金被保険者資格記録を国民年金の被保険者記録と整合させ、必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかける。	【評価指標】 被保険者資格の適正な管理 (適切な年金給付を行うため農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との突合及び業務受託機関を通じた申出書等の提出の働きかけ) a：複数回の突合及び働きかけ等を行った結果、不整合者の減少率が40%以上であった b：複数回の突合及び働きかけ等を行った結果、不整合者の減少率が40%未満30%以上であった c：複数回の突合及び働きかけ等を行った結果、不整合者の減少率が30%未満であった 5月、11月突合時に不整合であった者に対する働きかけの状況を把握の上、評価を行う	a
【年度計画】 (1) 被保険者資格の適正な管理 農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との整合を図るため両記録の突合を行います。 また、5月と11月に業務受託機関に不整合記録の情報を提供し、被保険者等に対し必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけます。	【事業報告】 1 農業者年金事業 (1) 被保険者資格の適正な管理 農業者年金と国民年金との被保険者資格記録の整合性を図るため、平成21年5月及び同年11月に両記録の突合を実施した。その結果を踏まえて、被用者年金に加入する等不整合となった被保険者（以下「不整合者」という。）の記録確認リストを業務受託機関に送付し、当該不整合者に対して、必要な申出書等の提出が遅滞なく行われるよう業務受託機関を通じ働きかけを行った。 また、当該不整合者に対しても、当基金より通知を発出するとともに、必要な申出書等の提出の働きかけを行った。 なお、不整合者の状況については、平成20年11月の不整合者 2,750人が6ヵ月経過後 1,537人減の 1,213人に、平成21年5月の不整合者 2,342人が6ヵ月経過後、1,305人減の1,037人となり、2回の突合による不整合者の減少率は55.8%となった。	
【中期計画】 (2) 年金裁定請求の勧奨 年金の受給漏れ防止のため、農業者年金の受給権が発生する者等に対し、文書による裁定請求の勧奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を遅滞なく行うよう働きかける。	【評価指標】 年金裁定請求の勧奨 (受給権が発生する者等に対して、年金等が受給漏れとならないよう裁定請求書の提出を行うよう働きかけ) a：年金等の受給漏れとならないよう裁定請求書の提出を働きかけ、裁定請求書を提出し裁定した者の割合が90%以上であった b：年金等の受給漏れとならないよう裁定請求書の提出を働きかけ、裁定請求書を提出し裁定した者の割合が70%以上90%未満であった c：年金等の受給漏れとならないよう裁定請求書の提出を働きかけ、裁定請求書を提出し裁定した者の割合が70%未満であった	a
【年度計画】 (2) 年金裁定請求の勧奨 農業者年金の受給権が発生する者等に対し、年金等の受給漏れとならないように、65歳の誕生日になる3ヵ月前に裁定請求の勧奨を文書で毎月行う等、速やかな裁定	【事業報告】 (2) 年金裁定請求の勧奨 農業者年金の受給権が発生する者等に対し、年金等の受給漏れとならないよう、新制度に加入し、待期者となっている当該者が65歳の誕生日を迎える3ヶ月前に裁定請求の勧奨を文書で毎月行う等、速やかな裁定請求書の提出を働きかけた。 また、11月に都道府県農業会議及び都道府県農協中央会に対し、65歳到	

(単位：人)

区分	20年11月	21年5月	21年11月	計
対象者数	84,437	84,811	84,645	-
不整合者数	2,750	2,342	(1,927)	5,092
うち6ヵ月経過後の不整合者数	-	1,213	1,037	2,250
減少数	-	1,537	1,305	2,842
減少率	-	55.9%	55.7%	55.8%

(注) 21年11月の不整合者1,927人の突合結果は22年5月となる。

請求書の提出を働きかけます。

達者で年金未請求者のリストを送付し、管下の農業委員会及び農協への指導を依頼した。

勸奨状送付実績

(単位：人)

送付月	4	5	6	7	8	9	10	11	12
対象者	198	230	202	211	174	231	234	216	216

送付月	1	2	3	合計
対象者	146	118	108	2,284

65歳以上の未裁定者には、年1回6月に働きかけを行っている。

働きかけから3ヶ月経過後に新制度の待期者で65歳の誕生日を迎え、裁定請求書を提出することとなった4～11月の送付者1,696人のうち、裁定した者は1,546人となり、働きかけの送付者に対する裁定割合は91.2%であった。

【中期計画】

(3) 申出書等の迅速な処理

提出された申出書等については、迅速に処理を行い、その97%以上を標準処理期間内に処理することとし、その結果について、毎年度2回公表する。

(参考：標準処理期間)

- ・加入申出書 60日以内
- ・カラ期間該当申出書 60日以内
- ・被保険者証再交付申請書 60日以内
- ・保険料額変更申出書 60日以内
- ・年金・一時金裁定請求書 90日以内

【評価指標】

標準処理期間内での処理

(申出書等の標準処理期間内での処理)

- a：標準処理期間内での処理の達成度が100%以上であった
- b：標準処理期間内での処理の達成度が70%以上100%未満であった
- c：標準処理期間内で処理の達成度が70%未満であった

a

申出書等の返戻割合の減少

(返戻件数が減少する指導の実施による返戻割合の減少)

- a：返戻件数が減少するように指導を行い、返戻件数の割合が前年度より減少した
- b：返戻件数が減少するように指導を行ったが、返戻件数の割合は前年度より減少しなかった
- c：返戻件数が減少するように指導を行わず、返戻件数の割合も前年度より減少しなかった

a

申出書等の処理状況の公表等

(処理された申出書等の処理状況を公表し、期間内に処理できるよう指導)

- a：申出書等の処理状況の結果を年2回公表し、期間内に処理できるよう指導を行った
- b：申出書等の処理状況の結果を年2回公表したが、期間内に処理できるよう指導を行わなかった
- c：申出書等の処理状況の結果を公表しなかった

a

【年度計画】

(3) 申出書等の迅速な処理

標準処理期間を定めた申出書等の97%以上を期間内で処理するため、基金に届いた申出書等の電算処理の委託を迅速に行います。

また、不備が判明した申出書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、返戻件数が減少するよう指導します。

申出書等の処理状況の調査を年2回(8月及び2月)行い、その結果を公表します。

また、期間内に処理できなかったものについては、その原因を把握し、今後、期間内に処理できるように努めます。

【事業報告】

(3) 申出書等の迅速な処理

提出のあった申出書等に係る標準処理期間内処理割合は、平成21年8月処理分が97.9%、平成22年2月処理分が99.6%で、調査2回の平均期間内処理割合は、98.8%であった。

審査の段階で申出書等の不備が判明した場合は、原則として審査した翌日に不備箇所の状況が解る書類を申出書等に添付して該当業務受託機関に返戻した。また、返戻件数を減少させる方策として、都道府県段階における業務受託機関を対象とした会議において、各管下組織に対する指導の徹底を図るよう要請した。その結果、返戻件数の割合が前年度より4.1%減少した。

処理月別標準処理期間内処理割合 (単位：件、%)

処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a
21年8月	2,237	2,189	97.9
22年2月	2,571	2,560	99.6
計	4,808	4,749	98.8

裁定請求書の返戻状況 (単位：件、%)

年度	受付件数	返戻件数	返戻率
20	5,957	661	11.1
21	6,072	424	7.0

処理された申出書等の処理状況の調査結果については、平成21年8月の結果を平成21年9月29日に、平成22年2月分の結果を平成22年4月2日にそれぞれホームページで公表した。

また、期間内に処理できなかったものについては、原因を整理し、その理由が業務受託機関に起因するものについて、業務受託機関に対し、申出書等を適正かつ早急に処理するよう指導した。

評価単位ごとの評価シート

(中項目、 小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第2 - 2 年金資産の安全かつ効率的な運用</p>	<p>年金資産の安全かつ効率的な運用 【評価結果】 指標の総数：4 評価aの指標数：4 × 2点 = 8点 評価bの指標数：0 × 1点 = 0点 評価cの指標数：0 × 0点 = 0点 合計 8点 (8 / 8 = 100 %)</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。</p> <p>【年度計画】 (1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき、国内債券を中心とし、安全かつ効率的に行います。</p>	<p>【評価指標】 年金給付等準備金運用の基本方針に基づいた安全かつ効率的な運用 (年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に行う) a：法令及び年金給付等準備金運用の基本方針を遵守した運用を行った c：法令及び年金給付等準備金運用の基本方針を遵守した運用を行わなかった</p> <p>【事業報告】 2 年金資産の安全かつ効率的な運用 (1) 年金給付等準備金運用の基本方針に基づいた安全かつ効率的な運用 年金給付等準備金運用の基本方針(以下「基本方針」という。)に基づき、被保険者ポートフォリオ、受給権者ポートフォリオ、被保険者危険準備金ポートフォリオ、受給権者危険準備金ポートフォリオに区分し、以下のとおり運用を行った。 被保険者ポートフォリオ 基本方針に基づき、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産による運用を行った。 受給権者ポートフォリオ 基本方針に基づき、国内債券及び短期資産による運用を行った。 被保険者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。 受給権者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。</p> <p>【特記事項】 法令及び基本方針を遵守した運用を行った。</p>	<p>a</p>
<p>【中期計画】 (2) 資金運用委員会(役職員及び年金資金運用管理全般に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下同じ。)を毎年度四半期ごとに開催し、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行う。</p> <p>【年度計画】 (2) 資金運用委員会を5月、7月、10月及び2月に開催し、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行います。</p>	<p>【評価指標】 資金運用委員会の開催及び運用状況、運用結果の評価・分析 (計画どおり資金運用委員会を開催し、運用状況、運用結果の評価・分析を行う) a：計画どおり資金運用委員会を開催し、運用状況、運用結果の評価・分析を行った b：計画どおりの資金運用委員会の開催、資金運用委員会での運用状況、運用結果の評価・分析のいずれかを行わなかった c：計画どおり資金運用委員会を開催せず、かつ、運用状況、運用結果の評価・分析を行わなかった</p> <p>【事業報告】 (2) 資金運用委員会の開催及び運用状況、運用結果の評価・分析 平成21年5月29日、7月16日、10月21日及び平成22年1月27日に開催した資金運用委員会において、それぞれ、平成20年度通期、平成21年度第1四半期、第2四半期、第3四半期の自家運用及び外部委託に係る運用状況、運用結果に対する評価・分析を行った。 それに加え、「被保険者ポートフォリオにおける今後の資産運用のあり方」についての審議を5回行い、現在の方針を維持する整理を行った。また、「付利準備金の額の確保に関する検証実施規程(案)」について審議を行い、その規程に基づく検証結果についての審議を行った。</p>	<p>a</p>
<p>【中期計画】 (3) 年金資産の構成割合については、毎年度、資金運用委員会において検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>【評価指標】 年金資産の構成割合の検証と見直し (資金運用委員会で年金資産の構成割合について検証を行うとともに必要に応じ見直しを行う) a：資金運用委員会で年金資産の構成割合について検証を行うとともに、必要な場合は見直しに着手した b：資金運用委員会で年金資産の構成割合について検証を行い見直しが必要とされたが、見直しに着手しなかった c：資金運用委員会で年金資産の構成割合について検証を行わなかった</p>	<p>a</p>

<p>【年度計画】 (3) 資金運用委員会で年金資産の構成割合（政策アセットミクス）の検証を行い、必要に応じて見直しを行います。</p>	<p>経済状況や運用状況に応じ、年金資産の構成割合の検討を実施したかを把握の上、評価を行う</p> <p>【事業報告】 (3) 年金資産の構成割合の検証 政策アセットミクスについては、平成21年5月29日の資金運用委員会における検証の結果、現行政策アセットミクスを緊急に見直す必要がないことを確認した。</p>	
<p>【中期計画】 (4) 年金資産の構成割合、運用成績等については、四半期ごとにホームページで情報を公開するとともに、加入者に対して、毎年6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知する。</p>	<p>【評価指標】 運用成績等の情報提供 （計画に基づく年金資産の構成割合、運用成績等の情報の公開及び運用結果の通知について） a：年金資産に関する情報をHP上で公開するとともに加入者に運用結果を通知した b：どちらか一つしか実施しなかった c：いずれも実施しなかった</p>	a
<p>【年度計画】 (4) 年金資産の構成割合、運用成績等については、6月、8月、11月及び2月までにホームページにおいて情報を公開します。 また、加入者に対し、6月末日までに平成20年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知します。</p>	<p>【事業報告】 (4) 運用成績等の情報提供 平成20年度、平成21年度第1四半期、第2四半期、第3四半期の年金資産の構成割合、運用成績について、それぞれ平成21年6月26日（5月29日に速報版公開）、7月16日、10月21日及び平成22年1月27日にホームページで公開した。 また、加入者に対して、その者に係る平成20年度末現在の保険料納付額等及びその運用収入等の額を平成21年6月26日付で通知し、併せて、通知の趣旨、内容等について、ホームページに掲載した。</p>	

評価単位ごとの評価シート

(中項目、 小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第2 - 3 制度の普及推進及び情報提供の充実</p>	<p>制度の普及推進及び情報提供の充実 【評価結果】 指標の総数：6 評価aの指標数：5 × 2点 = 10点 評価bの指標数：1 × 1点 = 1点 評価cの指標数：0 × 0点 = 0点 合計 11点 (11/12 = 92 %)</p>	
<p>【中期計画】 (1) 可能な限り多くの農業者の方々に、政策支援を始めとした農業者年金制度の仕組み・特質について理解を得るため、農業関係の新聞等メディアの活用によるPRを通じて制度の周知を図る。</p> <p>【年度計画】 (1) 制度の周知を図るため、農業関係新聞に年2回PRします。また、市町村段階の業務受託機関に対し、市町村の広報誌、JAだより等の広報媒体を活用した制度のPRを行うよう働きかけます。</p>	<p>【評価指標】 制度の周知 (農業関係新聞等へのPR) a：農業関係新聞に2回PRした b：農業関係新聞に1回しかPRしなかった c：農業関係新聞にPRしなかった</p> <p>市町村段階の業務受託機関への働きかけ (市町村の広報誌、JAだより等を活用した制度のPRを働きかける) a：働きかけは十分であった c：働きかけは不十分であった 働きかけた実績と、実際に掲載された件数等の効果を把握の上、評価する</p> <p>【事業報告】 3 制度の普及推進及び情報提供の充実 (1) 制度の周知を図るため、農業関係新聞によるPRを2回実施した。 ・Q & A「よくわかる農業者年金」(平成21年11月、全5段広告、4回)(全国農業新聞、日本農業新聞) ・「一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう」(平成21年6月、全5段広告)(全国農業新聞)</p> <p>また、市町村段階の業務受託機関に対し、市町村の広報紙、JAだより等の広報媒体を活用した制度のPRを行うよう、都道府県の農業会議及び農業協同組合中央会を通じて市町村段階の全ての農業委員会及び農業協同組合に対し働きかけ、以下の業務受託機関で制度のPRが実施された。 (PR実施業務受託機関数) ・農業委員会 443 ・農業協同組合 219</p> <p>【特記事項】 「事務事業の横断的見直し」(平成21年11月19日行政刷新会議)の観点から、より効率的・効果的な周知方法を検討されたい。</p>	<p>a</p> <p>a</p>
<p>【中期計画】 (2) これまでの加入実績等を踏まえ、普及活動の経済性・有効性を高める観点から、効果の高い活動事例を活用した制度普及の推進、認定農業者等に重点的に加入を勧めること等を明確化し加入推進取組方針(戦略プラン)を策定するなどにより重点化し、メリハリの効いた効率的効果的な普及推進活動を実施する。</p> <p>【年度計画】 (2) 年度当初の担当者会議において、効果の高い活動事例を活用した制度普及の推進、認定農業者等に重点的に加入を勧めること等を明確化した加入推進取組方針(戦略プラン)を示し、基金と受託機関が一体となり効率的・効果的な加入推進に取り組めます。</p>	<p>【評価指標】 効率的・効果的な加入推進活動の実施 (加入推進取組方針(戦略プラン)に基づく効率的・効果的な加入推進活動の実施による新規加入者の獲得) a：効果の高い活動事例を活用した制度普及の推進、加入推進取組方針(戦略プラン)等に基づき効率的・効果的な加入推進に取り組んだ b：効果の高い活動事例を活用した制度普及の推進、加入推進取組方針(戦略プラン)等に基づく効率的・効果的な加入推進の取り組みがやや不十分であった c：効果の高い活動事例を活用した制度普及の推進、加入推進取組方針(戦略プラン)に基づく効率的・効果的な加入推進の取り組みが不十分であった 効率的・効果的な加入推進を実施したことによる効果を検証の上、評価する</p> <p>【事業報告】 (2) 年度当初の担当者会議において、効果の高い活動事例を活用した制度普及の推進、認定農業者等に重点的に加入を勧めること等を明確化した加入推進取組方針(戦略プラン)を業務受託機関等に示すとともに、基金と受託機関が一体となり効率的・効果的な加入推進に取り組んだ。</p>	<p>a</p>

<p>【中期計画】 (3) 平成21年度までの各年度については、既に定めている加入目標の達成に取り組む。 また、平成22年度以降については、それまでの加入実績等を踏まえ新たに計画を策定し、引き続き、加入推進に取り組む。</p>	<p>【評価指標】 新規加入者数の目標達成 (新規加入者数の目標達成のため特別対策の実施) a : 新規加入者数の達成割合が90%以上であった b : 新規加入者数の達成割合が50%以上90%未満であった c : 新規加入者数の達成割合が50%未満であった</p> <p>「制度の普及推進」等の取組状況を把握の上、評価を行う 新規加入者一人当たりの業務委託費を把握するものとする 平成22年度以降はそれまでの加入実績を踏まえた上で新しい計画を策定することとなっている。過去の反省を踏まえたか、新しい計画にその反省がどのように生かされているかを把握する。</p>	b																	
<p>【年度計画】 (3) 平成21年度の加入目標（5,790人）を達成するため「平成21年度加入推進特別対策」を実施します。</p>	<p>【事業報告】 (3) 平成21年度の加入目標を達成するため、「平成21年度加入推進特別対策」を実施し、加入推進部長及び女性農業委員等を対象とする全国30会場での特別研修会の開催（参加人数2,400人）、業務受託機関の巡回指導等に取り組んだ。 この結果、平成21年度の新規加入者数は、前年度を上回る3,908人となったが達成率は67.5%であった。</p> <p>新規加入者数 (単位：人、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度目標数</th> <th>21年度実績</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規加入者数</td> <td>5,790</td> <td>3,908</td> <td>67.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>新規加入者一人当たりの業務委託費 (単位：千円、人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>新規加入者割</th> <th>支払対象</th> <th>a/b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手数料(a)</td> <td>加入者数(b)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>302,044</td> <td>3,707</td> <td>81</td> </tr> </tbody> </table> <p>【その特記事項】 平成22年度以降の各年度の加入目標について、前加入目標期間の平成19年度から平成21年度までの各年度における新規加入数の平均値の概ね5割増（年間6,000人）とする新たな計画を策定した。 新たな計画においては、前加入目標期間における各都道府県間の進捗率に大きな格差が残ったという問題点を踏まえ、前加入目標期間における進捗率が66%以下の都府県を重点都府県として指定し、当該都府県の重点市町村において、加入推進強化月間を最低年2回設定し、農業委員に働きかけ対象者リスト（1人当たり10人以上）の提出を求め、地区別加入推進班による当該リストに基づく戸別訪問を行う等の特別活動を実施する。</p>		21年度目標数	21年度実績	達成率	新規加入者数	5,790	3,908	67.5	新規加入者割	支払対象	a/b	手数料(a)	加入者数(b)		302,044	3,707	81	b
	21年度目標数	21年度実績	達成率																
新規加入者数	5,790	3,908	67.5																
新規加入者割	支払対象	a/b																	
手数料(a)	加入者数(b)																		
302,044	3,707	81																	
<p>【中期計画】 (4) 現場のニーズを踏まえた利用者の立場に立った資料を作成し、ホームページ等を通じ随時公表する。</p>	<p>【評価指標】 利用者の立場に立った資料の作成 (業務受託機関が実施する制度の周知・普及活動に必要な優良事例集等の資料の作成とホームページでの公表) a : 制度の周知・普及活動に必要な優良事例集等の資料を作成するとともにホームページで公表した b : どちらか一つしか実施しなかった c : いずれも実施しなかった 当該指標を評価するに当たり、現場のニーズを踏まえた利用者の立場に立った資料を作成しているかを検証の上、評価する。</p>	a																	
<p>【年度計画】 (4) 業務受託機関が実施する制度の周知・普及活動に必要な優良事例集等の資料を作成し提供するとともにホームページで公表します。</p>	<p>【事業実績】 (4) 業務受託機関が実施する制度の周知・普及活動に必要な優良事例集等の資料を作成・提供するとともにホームページで公表した。</p>	a																	
<p>【中期計画】 (5) 情報の発信源としてのホームページについて、多様な利用者により分かりやすく、かつ使いやすい内容とするため、コンテンツの見直しを行う。 また、利用者に対し「ホームページの内容に関するアンケート」を実施し、必要に応じ、そのニーズを取り入れ、リニューアルを実施する。</p>	<p>【評価指標】 ホームページの見直し (ホームページの内容について、より分かりやすくするためのコンテンツ内の改良) a : 計画どおりコンテンツ内の改良等を行った b : 一部計画どおりコンテンツ内の改良等を行った c : コンテンツ内の改良等を行わなかった</p>	a																	
<p>【年度計画】 (5) 情報の発信源としてのホームペ</p>	<p>【事業報告】 (5) ホームページの情報を毎月更新し、業務受託機関及び加入者に対し、加</p>																		

ージの内容について、より分かりやすくするためにコンテンツ内の改良等を行います。

入状況、保険料の運用に関する情報等を公開した。また、より分かり易く、使い易いホームページとするため、次のようなコンテンツ改良を行った。
 コンテンツタグ（利用者属性毎に区分整理した見出し）に新たなタグを追加設置し、併せて視野性を向上した。
 「よくある質問」をトップページの見やすい位置に設置

- ・更新項目数：188回
- ・アクセス件数：208,397件（前年度183,575件）
- ・コンテンツ改良：平成22年3月26日

月別更新項目数及びアクセス数

月	4	5	6	7	8	9
更新項目数	30	11	17	18	10	16
アクセス件数	18,631	17,903	21,710	19,222	18,099	15,726
月	10	11	12	1	2	3
更新項目数	10	17	21	14	23	9
アクセス件数	16,067	15,070	15,205	16,247	16,774	17,743

評価単位ごとの評価シート

(中項目、 小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>財務内容の改善に関する事項 【評価結果】 指標の総数：2 評価aの指標数：2 × 2点 = 4点 評価bの指標数：0 × 1点 = 0点 評価cの指標数：0 × 0点 = 0点 合計 4点 (4 / 4 = 100 %)</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、業務受託機関との密接な連携、現地調査等により債務者に関する情報を把握し、すべての貸付金債権について、毎年度、債権分類の見直しを行う等により、適切な管理・回収を行う。また、毎年度、農地等担保物件の評価の見直しを行う。</p>	<p>【評価指標】 貸付金債権の適切な管理・回収等 (債券分類の見直しを行い、貸付金債権の適切な管理・回収) a：債権分類の評価見直しを行い、これに基づき適切な管理・回収を行った b：債権分類の見直しを行ったが、これに基づく管理・回収が不十分であった c：債権分類の見直しを行わなかった</p>	<p>a</p>
<p>【年度計画】 融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、分類見直しを行い、これに基づく適切な債権の管理・回収を行います。 また、担保物件の確認調査等を踏まえ農地等担保物件の評価の見直しを行います。</p>	<p>農地等担保物件の評価の見直し (すべての農地等担保物件の評価の見直し) a：すべての農地等担保物件について評価の見直しを行った b：農地等担保物件の評価の見直しが不十分であった c：農地等担保物件の評価の見直しを行わなかった</p>	<p>a</p>
	<p>【事業報告】 第3 財務内容の改善に関する事項 1 債権の分類見直し及び適切な債権の管理・回収 すべての貸付金債権について、平成20年度末現在の状況に対応して、分類見直しを行い、これに基づき、業務受託機関との連携のもと延滞者の実態把握、督促、面談及び抵当権の実行等により適切な管理・回収を行った。 2 担保物件の確認、評価見直し 融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金の担保物件については、登記事項証明書を取得するなどして確認し、すべて評価の見直しを行った。</p>	

評価単位ごとの評価シート

(大項目、 中項目、 小項目)

評価項目	達成状況	評価										
長期借入金	長期借入金											
<p>【中期目標】 1 独立行政法人農業者年金基金法 (平成14年法律第127号)附則第17条第2項の規定に基づき、基金が長期借入金をするに当たっては、市中金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。</p>	<p>【評価指標】 長期借入金 (長期借入金をするに当たり、市中金利情勢等を考慮した極力有利な条件での借入れ) a : 極力有利な条件での借入を行った b : 極力有利な条件での借入を行わなかった c : 不利な条件での借入を行った</p> <p>【事業報告】 法附則第17条第2項の規定に基づき、長期借入金は市中金利情勢等を考慮し、競争入札を行うことにより極力有利な条件での借入れを行った。</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="560 741 1332 819"> <thead> <tr> <th>借入年月日</th> <th>借入の相手方</th> <th>借入金額</th> <th>借入利率</th> <th>償還期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22.2.5</td> <td>山梨中央銀行 ほか157行庫</td> <td>83,100</td> <td>0.715</td> <td>H27.2.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>・借入時点の長期プライムレート H22年2月 1.65%</p>	借入年月日	借入の相手方	借入金額	借入利率	償還期限	H22.2.5	山梨中央銀行 ほか157行庫	83,100	0.715	H27.2.3	A
借入年月日	借入の相手方	借入金額	借入利率	償還期限								
H22.2.5	山梨中央銀行 ほか157行庫	83,100	0.715	H27.2.3								

評価単位ごとの評価シート

(中項目、 小項目)

評価項目	達成状況	評価																														
第4 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画	予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画 【評価結果】 指標の総数：2 評価aの指標数：2 × 2点 = 4点 評価bの指標数：0 × 1点 = 0点 評価cの指標数：0 × 0点 = 0点 合計 4点（4 / 4 = 100 %）	A																														
	支出削減の取組 （事業費及び一般管理費の節減に係る取組（支出の削減についての具体的方針及び実績等）） a：取組は十分であった b：取組はやや不十分であった c：取組は不十分であった 本指標の評価にあつては、中期計画に定める「業務運営の効率化による経費の抑制」の評価結果に十分配慮するものとする 下記事項を把握の上、評価を行う 予算、収支計画、資金計画の計画と実績との比較 運営費交付金債務の残額、発生要因等 欠損金及び当期総損失並びに余剰金（積立金）及び当期総利益について、その額、発生要因及び業務運営上の問題等の有無	a																														
	法人運営における資金の配分状況 （人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等） a：効果的な資金の配分は十分であった b：効果的な資金の配分はやや不十分であった c：効果的な資金の配分は不十分であった この場合、農業者年金基金においては法律に基づき業務ごとの区分経理が規定されており、勘定間の流用ができないことに十分配慮して評価するものとする 運営費交付金債務の執行率が90%以下の場合、その理由を分析の上、業務に与える影響を勘案し評価を行う	a																														
	【事業報告】 第4 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画 業務運営の効率化による経費の抑制等（再掲） (1) 一般管理費及び事業費の抑制 一般管理費（人件費を除く。）については、業務の効率化を進め、前年度比3.2%削減する計画に対し、実績で23.0%の削減を達成した。なお、一般管理費の削減率の実績が計画を大きく上回ったのは、システムの改修内容の規模及び帳票印刷の数量が予定を下回ったこと等による。 また、事業費については、委託業務の効率化を進め、前年度比1.3%以上削減する計画に対し、実績で10.4%の削減を達成した。なお、事業費の削減率の実績が計画を大きく上回ったのは、新規加入の実績が目標値を下回り（20年度達成率64.8%）、新規加入者数割手数料が予定を下回ったこと等による。 <div style="text-align: right;">(単位:千円)</div> <table border="1" data-bbox="646 1585 1324 1704"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度予算</th> <th>21年度予算</th> <th>削減率</th> <th>21年度実績</th> <th>削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費 (人件費を除く)</td> <td>802,353</td> <td>776,277</td> <td>3.2%</td> <td>618,189</td> <td>23.0%</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>2,192,097</td> <td>2,162,284</td> <td>1.3%</td> <td>1,964,454</td> <td>10.4%</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: right;">(参考) (単位:千円)</div> <table border="1" data-bbox="646 1749 1107 1868"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度実績</th> <th>21年度実績</th> <th>削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費 (人件費を除く)</td> <td>691,678</td> <td>618,189</td> <td>10.6%</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>2,170,421</td> <td>1,964,454</td> <td>9.5%</td> </tr> </tbody> </table> (2) 人件費の計画的削減 人件費については17年度比4%以上削減する計画に対し、実績で14.5%の削減（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）を行った。なお、人件費の削減率の実績が計画を大きく上回ったのは、これまで、国家公務員を上回る職員の俸給引下げを行ってきたこと等による。		20年度予算	21年度予算	削減率	21年度実績	削減率	一般管理費 (人件費を除く)	802,353	776,277	3.2%	618,189	23.0%	事業費	2,192,097	2,162,284	1.3%	1,964,454	10.4%		20年度実績	21年度実績	削減率	一般管理費 (人件費を除く)	691,678	618,189	10.6%	事業費	2,170,421	1,964,454	9.5%	
	20年度予算	21年度予算	削減率	21年度実績	削減率																											
一般管理費 (人件費を除く)	802,353	776,277	3.2%	618,189	23.0%																											
事業費	2,192,097	2,162,284	1.3%	1,964,454	10.4%																											
	20年度実績	21年度実績	削減率																													
一般管理費 (人件費を除く)	691,678	618,189	10.6%																													
事業費	2,170,421	1,964,454	9.5%																													

(単位:千円)

	17年度実績	21年度実績	削減率
人件費	754,840	645,089	14.5

【特記事項】

- 1 予算、収支計画、資金計画の計画と実績についての比較については財務諸表を参照のこと。
- 2 農地売買貸借等勘定において当期総利益が生じているのは、離農給付金の返還や貸倒引当金戻入益等によるものである。また、旧年金勘定において、当期総損失が発生しているのは、自己財源（過去に貸し付けた債権の償還金等）を旧年金等給付費に充当したこと等のためである。
- 3 利益剰余金のほとんどは、旧制度において、農業者年金の加入者に対して農地を取得するための資金を旧年金勘定から農地売買貸借等勘定を經由して融資していたものの債権等が大宗を占めている（他に基金事務所の敷金等）ところあり、適切であると考え。
なお、積立金については「第7 その他主務省令定める業務運営に関する事項」で評価する。
- 4 特例付加年金勘定等において運営費交付金債務の執行率が90%未満となっているが、これは、システム改修の規模が予定を下回ったことや新規加入者数の実績が目標値を下回ったこと等が要因となっている。

評価単位ごとの評価シート

(大項目、 中項目、 小項目)

評価項目	達成状況	評価
第5 短期借入金の限度額	短期借入金の限度額	
<p>【中期計画】</p> <p>1 2億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れの遅延。</p> <p>2 2,704億円(平成20年度) 875億円/年(平成21年度から平成24年度まで) (想定される理由) 独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金の一時的な調達困難。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>第5 短期借入金の限度額 短期借入金の借入に至った理由等 (当該年度に係る短期借入金について、借入に至った理由、用途、金額、金利、手続き、返済の状況と見込み)</p> <p>a: 借入に至った理由等は適切であった b: 借入に至った理由等はやや不適切であった c: 借入に至った理由等是不適切であった 当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項以外の業務等特筆すべき事項を併せて記載する。 (中期計画に定めた短期借入金を行った年度のみ評価を行う。)</p>	-
<p>【年度計画】</p> <p>1 運営費交付金の受入れの遅延による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、2億円とします。</p> <p>2 独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金に関して、一時的に調達が困難になった場合等の短期借入金の限度額は、875億円とします。</p>	<p>【短期借入金については、実績がなかったことから、評価の対象外】</p>	

評価単位ごとの評価シート

(大項目、 中項目、 小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p>	<p>重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p>	
<p>【中期計画】 千葉県柏市に所有する職員宿舍等については平成21年度末までに売却する。 土地：千葉県柏市根戸字高野台 471番69(面積：667.64㎡) 建物：宿舍(物置を含む。) 昭和50年築 鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建 延べ床面積688.8㎡</p>	<p>【評価指標】 第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画(職員宿舍等とその土地の売却) a：平成21年度末までに簿価等を踏まえた価格で売却した b：平成21年度末までに簿価等を踏まえた価格での売却手続きに着手し、入札を行ったが売却できなかった c：平成21年度末までに売却するための取組に着手したが不十分であった予定価格等の計画と売却価格等の実績を把握の上、独立行政法人通則法の見直し(財産の国への物納関係)状況を勘案しつつ評価を行う</p>	A
<p>【年度計画】 職員宿舍等とその土地について、年度末までに売却します。</p>	<p>【事業報告】 第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 職員宿舍等とその土地について、平成22年3月に一般競争入札により、落札者を決定し、売却した。(簿価42,649千円、売却価格68,100千円) なお、平成22年4月に売却代金を受領し、所有権移転は完了している。</p> <p>【特記事項】 当該財産の売却は「独立行政法人の整理合理化計画」(平成19年12月25日閣議決定)中期目標及び中期計画に基づき行われている。</p>	

評価単位ごとの評価シート

(中項目、 小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>【評価結果】 指標の総数：3 評価aの指標数：3 × 2点 = 6点 評価bの指標数：0 × 1点 = 0点 評価cの指標数：0 × 0点 = 0点 合計 6点（6 / 6 = 100 %）</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 方針 農業者年金事業や資金運用に関する研修等により専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、適正な人員配置を行う。 また、中期目標の期間の終了時までの人件費の削減計画を達成するため、継続雇用制度の活用等による業務の執行方法の見直し等に取り組む。</p> <p>【年度計画】 1 職員の人事に関する計画 (1) 方針 農業者年金事業や資金運用に関する専門的研修により人材の育成を図るとともに、人件費を抑制しつつ効率的に業務を実施するため高齢者継続雇用制度を活用します。</p>	<p>【評価指標】 (1) 方針 a：計画どおり順調に実施した b：概ね計画どおりに実施した c：計画どおりに実施しなかった 計画と実績を把握の上、評価を行う</p> <p>【事業報告】 第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 職員の人事に関する計画 (1) 方針 新任職員に対し、農業者年金業務全般についての知識の修得を図るための研修を実施するとともに、年金資産の運用等専分野に特化した専門研修を実施する等、人材の育成を図るとともに、基金で培った知識・経験を業務運営に活かすため、定年退職者を非常勤職員として継続雇用とした。</p> <p>【特記事項】 1 新任職員への研修及び専門研修については、第1 - 5において「a」評価 2 高齢者継続雇用制度については、第1 - 3において「a」評価</p>	<p>a</p>
<p>【中期計画】 (2) 人員に係る指標 期末の常勤職員数を期初の91.5%とする。さらに、見直しに取り組み、極力縮減するよう努める。</p> <p>(参考1) 期初の常勤職員数 82人 期末の常勤職員数の見込み 75人</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 3,603百万円</p> <p>【年度計画】 (2) 人員に係る指標 年度末の常勤職員数を79人とします。</p> <p>(参考) 人件費総額見込み 727百万円</p>	<p>【評価指標】 (2) 人事に関する指標 a：計画どおり順調に実施した b：概ね計画どおりに実施した c：計画どおりに実施しなかった （各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合いを評価する。） 計画と実績を把握の上、評価を行う</p> <p>【事業報告】 (2) 人員に関する指標 年度末常勤職員数を79人とした。</p> <p>【特記事項】 年度末常勤職員数については、第1 - 3において「a」評価</p>	<p>a</p>
<p>【中期計画】 2 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した現預金及び前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金を次の経費に充当する。</p>	<p>【評価指標】 2 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間繰越積立金の充当 （積立金の処分について、中期計画に定められた用途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果） a：得られた成果は十分であった b：得られた成果はやや不十分であった c：得られた成果は不十分であった</p>	<p>a</p>

<p>(1) 旧年金給付費 (2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費（利子及び事務費を含む。）</p> <p>【年度計画】</p> <p>2 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当年度に償還されたことによる現預金を次の経費に充当します。</p> <p>(1) 旧年金給付費 (2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費（利子及び事務費を含む。）</p>	<p>（中期計画に定めた積立金の処分を行った年度のみ評価を行う。）</p> <hr/> <p>【事業報告】</p> <p>2 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金（670百万円）については、平成21年度における旧年金給付費（140,228百万円）及び旧年金給付のための借入金にかかる経費（利子及び事務費を含む。（67,004百万円））の一部に充当し旧年金給付に寄与している。</p>
---	--

平成21年度予算、収支計画及び資金計画の実績との対比表

1. 予算及び決算

(単位:百万円)

区 分			特例付加年金勘定		農業者老齢年金等勘定		旧年金勘定		農地売買貸借等勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
収入	236,582	226,745	2,559	2,402	18,071	17,660	218,471	208,786	776	903
運営費交付金	3,791	3,791	555	555	1,407	1,407	1,720	1,720	109	109
国庫補助金	1,885	1,759	1,885	1,759	-	-	-	-	-	-
国庫負担金	123,162	123,162	-	-	-	-	123,162	123,162	-	-
政府補給金	73	59	-	-	-	-	-	-	73	59
借入金	92,923	83,100	-	-	-	-	92,923	83,100	-	-
保険料収入	13,284	13,429	-	-	13,284	13,429	-	-	-	-
運用収入	867	690	103	74	765	615	-	-	-	-
貸付金利息	76	78	-	-	-	-	150	123	76	78
農地売渡代金等収入	515	655	-	-	-	-	-	-	515	655
諸収入	5	22	1	3	2	6	1	11	1	2
特例付加年金被保険者経理より受入	-	-	16	11	-	-	-	-	-	-
農業者老齢年金被保険者経理より受入	-	-	-	-	2,613	2,202	-	-	-	-
農地売買貸借等勘定より償還金	-	-	-	-	-	-	515	670	-	-
支出	221,597	211,279	573	484	5,071	4,025	218,471	208,902	776	873
業務経費	157,623	147,574	318	267	4,441	3,482	155,465	146,023	693	808
うち農業者年金事業給付費	743	392	2	1	741	391	-	-	-	-
旧年金等給付費	154,120	144,871	-	-	-	-	154,120	144,871	-	-
還付金	353	259	-	-	308	240	45	19	-	-
長期借入関係費	245	88	-	-	-	-	245	88	-	-
その他の業務経費	2,162	1,964	300	255	779	650	1,055	1,044	28	15
借入償還金	62,340	62,340	-	-	-	-	62,340	62,340	-	-
一般管理費	776	618	114	91	282	225	351	284	28	18
人件費	858	747	141	126	347	318	315	255	54	47
特例付加年金受給権者経理へ繰入	-	-	16	11	-	-	-	-	-	-
農業者老齢年金受給権者経理へ繰入	-	-	-	-	2,613	2,202	-	-	-	-
旧年金勘定への償還金	-	-	-	-	-	-	-	-	515	669
旧年金勘定への支払利息	-	-	-	-	-	-	-	-	150	123

2. 収支計画及び実績

(単位:百万円)

区 分			特例付加年金勘定		農業者老齢年金等勘定		旧年金勘定		農地売買貸借等勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
費用	176,960	174,348	2,876	3,553	17,773	24,165	156,195	146,547	265	207
経常費用	171,369	169,568	2,876	3,552	17,773	23,968	150,605	141,964	115	84
人件費	858	744	141	126	347	317	315	254	54	47
業務費	152,124	142,797	313	261	1,908	1,139	149,875	141,382	28	15
一般管理費	776	563	114	81	282	201	351	263	28	18
減価償却費	137	137	19	19	49	50	64	64	4	4
給付準備金繰入	17,475	25,326	2,289	3,065	15,186	22,261	-	-	-	-
財務費用	5,590	4,576	-	-	-	-	5,590	4,576	150	123
雑損	-	204	-	0	-	197	-	6	-	0
臨時損失	-	1	-	0	-	0	-	0	-	0
収益	176,444	173,530	2,876	3,553	17,773	24,165	155,680	145,717	265	218
運営費交付金収益	3,791	3,255	555	460	1,407	1,162	1,720	1,552	109	80
国庫補助金収入	1,885	1,751	1,885	1,751	-	-	-	-	-	-
国庫負担金収入	60,822	123,162	-	-	-	-	60,822	123,162	-	-
政府補給金収入	73	54	-	-	-	-	-	-	73	54
財源措置予定額収益	92,923	20,760	-	-	-	-	92,923	20,760	-	-
保険料収入	13,315	13,308	-	-	13,315	13,308	-	-	-	-
運用収入	3,417	10,959	417	1,321	3,000	9,638	-	-	-	-
貸付金利息収入	76	72	-	-	-	-	150	123	76	72
その他の収入	5	64	1	2	2	6	1	53	1	2
資産見返運営費交付金戻入	137	137	19	19	49	50	64	64	4	4
臨時利益	-	9	-	-	-	-	-	2	-	6
純利益	-	12	-	-	-	-	-	-	-	12
純損失	△ 515	△ 829	-	-	-	-	△ 515	△ 829	-	-
目的積立金取崩額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総利益	-	12	-	-	-	-	-	-	-	12
総損失	△ 515	△ 829	-	-	-	-	△ 515	△ 829	-	-

3. 資金計画及び実績

(単位:百万円)

区 分			特例付加年金勘定		農業者老齢年金等勘定		旧年金勘定		農地売買貸借等勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
資金支出	236,582	226,631	2,543	2,390	15,458	15,206	218,471	208,955	776	914
業務活動による支出	159,257	148,661	557	487	2,458	1,555	156,131	146,539	260	241
投資活動による支出	14,986	14,228	1,986	1,648	13,000	12,560	-	20	-	0
財務活動による支出	62,340	62,340	-	-	-	-	62,340	62,340	515	672
翌年度への繰越金	-	1,402	-	255	-	1,090	-	56	-	-
資金収入	236,582	226,631	2,543	2,390	15,458	15,206	218,471	208,955	776	914
業務活動による収入	143,660	143,520	2,543	2,390	15,458	15,206	125,033	125,183	776	902
運営費交付金による収入	3,791	3,791	555	555	1,407	1,407	1,720	1,720	109	109
補助金等による収入	125,121	124,980	1,885	1,759	-	-	123,162	123,162	73	59
保険料収入	13,284	13,189	-	-	13,284	13,189	-	-	-	-
運用による収入	867	678	103	74	765	604	-	-	-	-
農地売渡代金等収入	515	655	-	-	-	-	-	-	515	655
貸付金利息収入	76	78	-	-	-	-	150	161	76	78
その他の収入	5	148	1	2	2	5	1	140	1	1
投資活動による収入	-	-	-	-	-	-	515	672	-	-
他勘定貸付金の回収による収入	-	-	-	-	-	-	515	672	-	-
投資有価証券の売却による収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財務活動による収入	92,923	83,100	-	-	-	-	92,923	83,100	-	-
借入金による収入	92,923	83,100	-	-	-	-	92,923	83,100	-	-
前年度からの繰越金	-	11	-	-	-	-	-	-	-	11

契約の状況を把握・公表するための資料(平成21年度)

独立行政法人農業者年金基金

1. 随意契約の基準について

業務方法書又は会計規程等に随意契約の基準を具体的に規定している。	○ (独立行政法人農業者年金基金会計規程及び同実施細則)
この基準を、ホームページ上で公表している。	○

随意契約によることができる限度額
(平成22年4月1日現在)

契約の種類	金額
工事	250万円以下
製造	250万円以下
財産の買入	160万円以下
貸借料	80万円以下
財産の売払	50万円以下
賃貸料	30万円以下
役務	100万円以下

(参考)国の随意契約によることができる場合の基準
(予算決算及び会計令第99条)

契約の種類	金額
工事	250万円以下
製造	250万円以下
財産の買入	160万円以下
貸借料	80万円以下
財産の売払	50万円以下
賃貸料	30万円以下
役務	100万円以下

2. 平成21年度に締結した契約の状況(少額随契を除く。)

契約形態の内訳

	件数	金額
総支出	29	507,202千円
一般競争入札	15	215,810千円
指名競争入札	0	0千円
随意契約	12	278,036千円
その他	2	13,356千円

平均落札率(一般競争入札及び指名競争入札) 90.8 %

3. 随意契約から一般競争及び企画競争・公募による契約方式への移行した具体例 (平成21年度契約)

具体例(金額)
・基幹業務記録システム及び電子情報提供システムの保守運用業務(一般競争に移行、123,232千円)

4. その他(見直す予定の有無等)

・1者応札・1者応募となっている契約については、実質的な競争性の確保をより一層図るよう努める。

21年度契約 随意締結状況一覧

	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円) (税込み)	契約方式	相手方氏名
1	事務室及び倉庫の賃貸借	H21.4.1	117,250,260	随意契約	三菱UFJ信託銀行(株)
2	北海道事務連絡所事務室の賃貸借	H21.4.1	2,908,200	随意契約	(株)藤井ビル
3	事務室の清掃業務	H21.4.1	2,860,200	随意契約	ファースト・ファシリティーズ(株)
4	「QUICK Active Manager」等によるリアル・タイム金融情報システムによる諸情報の提供	H21.4.1	2,280,600	随意契約	(株)QUICK
5	「QUICK Vis Cast」等によるリアル・タイム金融情報システムによる諸情報の提供	H21.4.1	2,342,964	随意契約	(株)QUICK
6	年金給付金振込等の手数料	H21.4.1	27,482,957	随意契約	農林中央金庫
7	のうねんの購入	H21.4.1	9,525,600	随意契約	(株)農林水産広報センター
8	後納郵便料	-	96,661,146	随意契約	郵便事業株式会社
9	官報掲載料	H21.10.30	2,128,842	随意契約	東京官書普及(株)
10	農業者年金制度PRに関する新聞広告	H21.12.4	1,417,500	随意契約	(株)日本農業新聞
11	農業者年金制度PRに関する新聞広告	H21.12.4	1,417,500	随意契約	全国農業新聞
12	平成21年度監査契約	H22.1.28	11,760,000	随意契約	新日本有限責任監査法人
	合 計		278,035,769		

	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円) (税込み)	契約方式	相手方氏名
1	年金コンサルティング業務	H21.4.1	8,400,000	随意契約(企画)	みずほ総合研究所(株)
2	CIO補佐官業務	H21.4.1	4,956,000	随意契約(企画)	みずほ情報総研(株)
	合 計		13,356,000		



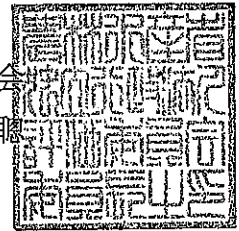
22独評第26号
平成22年7月27日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

委員長 井原 哲夫 殿

農林水産省独立行政法人評価委員会

委員長 松本 聡



独立行政法人農業者年金基金の平成21年度業務実績に係る意見聴取について

標記について、独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)

附則第20条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。

独評発第0818001号
平成22年8月18日

農林水産省独立行政法人評価委員会

委員長 松本 聡 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会

委員長 井原 哲 夫



独立行政法人農業者年金基金の平成21年度業務実績に係る意見について

独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第19条第1項第3号に規定する業務について、本委員会は下記のとおり意見を提出する。

記

平成21年度における農業者年金基金（以下「基金」という。）の旧制度の給付に関する業務については、着実な実施状況であると判断される。

なお、貴評価委員会におかれては、基金が業務の適正かつ効率的・効果的な執行をさらに進めるため、引き続き業務運営能力の向上に向けて取り組むこととなる評価とされるようお願いする。